

令和2年度 第1回 幕別町使用料等審議会 議案

日時 令和3年1月29日(金) 午後7時
場所 幕別町役場3階 会議室3-A・B

〔会議次第〕

1 委嘱状交付

2 町長挨拶

3 自己紹介

4 議 事

議案第1号 会長の選出について

幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)に係る諮問

議案第2号 会長職務代理者の指名について

議案第3号 幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について

5 スケジュール等について

6 その他

議案第1号

会長の選出について

会 長

議案第2号

会長職務代理者の指名について

会長職務代理者

議案第 3 号

幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について

幕別町使用料等審議会委員名簿

| 所 属 団 体 | 氏 名 |
|-------------------|--------------------|
| 幕別町商工会 | かとう まさのり 加藤 正則 |
| 北洋銀行幕別支店 | はしざか ひでき 橋坂 英樹 |
| 幕別町消費者協会 | すぎやま つきみ 杉山 月水 |
| 幕別町次世代育成支援対策地域協議会 | あらき あきこ 荒木 彰子 |
| 幕別町忠類地域住民会議 | もり とおる 森 徹 |
| 幕別町社会福祉協議会 | たかはし ひらあき 高橋 平明 |
| 幕別町老人クラブ連合会 | おかだ ますみ 岡田 益美 |
| 幕別町校長会 | やまだ ひろし 山田 洋 |
| 幕別町体育連盟 | わだ りょうじ 和田 良治 |
| 幕別町文化協会 | みやもと あきら 宮本 彰 |
| 公募 | うらしま つとむ 浦島 勉 |
| 公募 | くにやす ひろみ 國安 廣美 |
| 公募 | さかもと ひろみ 坂本 浩美 |
| 公募 | まえの よしお 前野 義雄 |
| 公募 | まつもと ゆきえ 松本 幸枝 |

事 務 局

| | |
|---------------|-------------------|
| 企画総務部長 | やまぎし のぶお 山岸 伸雄 |
| 企画総務部政策推進課長 | しらさか ひろし 白坂 博司 |
| 企画総務部政策推進課副主幹 | なるみ ゆきや 鳴海 走也 |
| 企画総務部政策推進課副主幹 | こでら ひろし 小寺 博志 |
| 企画総務部政策推進課副主幹 | ささき てつや 佐々木 哲也 |

令和2年度 第1回幕別町使用料等審議会資料

日時 令和3年1月29日（金）午後7時

場所 幕別町役場3階 会議室3-A・B

- 【資料1】 使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)の概要
- 【資料2】 使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)
- 【別紙1】 公共施設使用料の性質別分類一覧
- 【別紙2】 行政区別コミュニティ活動使用施設一覧表(案)
- 【資料3】 基本方針の適用施設一覧
- 【資料4】 基本方針の適用除外等施設一覧
- 【資料5】 基本方針の適用・適用除外手数料一覧
- 【資料6】 公共施設別の使用料減免基準一覧
- 【資料7】 手数料別の減免基準一覧
- 【資料8】 公共施設の営利目的等による加算一覧
- 【資料9】 町スポーツ少年団登録団体及び町内中学校・高等学校部活動一覧
- 【資料10】 使用料・手数料の見直しスケジュール
- 【資料11】 パブリックコメント広報2月号記事
- 【資料12】 幕別町使用料等審議会条例

使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）の概要

第4次行政改革大綱の推進項目に掲げられた「使用料・負担金等受益者負担の見直し」及び「公共施設使用料減免の見直し」を実施するため、使用料・手数料について、算定方法を明確化することで料金の適正化を図るとともに、受益者負担の原則の徹底及び減免基準の見直しにより、負担の公平性・公正性を確保することを目的に、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定する。

1 使用料について

1 見直しの適用範囲（基本方針2頁）

公営住宅など法令等により一定の基準が示されている施設、町営牧場や幼稚園など役務やサービスの提供が伴う施設及び公営企業概念から独立採算を前提とするスキー場などは、本基本方針における見直しの適用除外とし、それぞれ施設の目的・性質等に応じて個別に見直すこととする。

本基本方針では、文化施設や体育施設、保健・福祉施設など計115施設の見直しを図る。

2 算定方法の明確化（基本方針4頁）

$$\text{基本算定式} \quad \text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

原価に算入しない費用…土地・建物取得費、修繕・維持補修費など

【受益者負担割合】 町民が日常生活を送る上での施設の必要性（必需性）と、民間において提供されるなどの市場の代替性（市場性）を基準に、50%と100%の2分類を設定する。

3 算定方法（基本方針7頁）

(1) 貸室等の使用料の計算方法（コミセン、スポセン、町民会館など）

一定のスペースを使用する場合は、1㎡当たりの時間単価から料金を算定する。

$$\text{使用料} = \left[\frac{\text{施設全体の原価}}{\text{貸出可能面積の合計}} \div \text{年間貸出可能時間} \right] \times \text{使用面積} \times \text{受益者負担割合} \times \text{使用時間}$$

(2) 個人利用にかかる使用料の計算方法（町民プール、体育館の個人利用など）

施設を不特定多数の個人が同時に利用する場合は、年間利用者数から料金を算定する。

$$\text{使用料} = \text{施設全体の原価} \div \text{年間利用者数} \times \text{受益者負担割合}$$

4 減額・免除基準の整理・統一化（基本方針9頁）

使用料の減額や免除は、受益者負担の公平性・公正性を確保する観点から、政策的・特例的措置として適用を限定し、施設間で対象者となる年齢や減額率等にばらつきが見られるため、統一基準を設定する。

(1) 団体等の利用にかかる基準

| | |
|---|----|
| 町が自ら使用する場合 | 免除 |
| 町内の保育所・幼稚園・小中学校において、町が認める行事のために使用する場合 | 免除 |
| 町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合 | 免除 |
| 町が共催する行事のために使用する場合 | 免除 |

(2) 個人利用にかかる基準

| | |
|---------------------------|-----------|
| 中学生以下の者が利用する場合 | 無料 |
| 高校生が利用する場合 | 一般料金の3割減額 |
| 障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで） | 無料 |

(3) 町長が特に必要と認める基準

適用は災害対応など、公共性・公益性が非常に高く真にやむを得ない場合に限定する。

5 適用範囲の特例（基本方針10頁）

行政区がコミュニティ活動を目的として公共施設を使用する場合に限り、特例として使用料を免除する。

6 その他の基準（基本方針10頁）

- (1) **営利目的等の取扱い**…営利目的の場合は10割、販売を伴う場合は20割、入場料等を徴収する場合は入場料等の金額により5割～15割を使用料に加算する。
- (2) **曜日、使用時間帯別による使用料の格差**…利用者によっては使用できる曜日等が限定される方もいるため、曜日等による格差は設けない。
- (3) **冷暖房加算**…冷暖房に係る光熱水費は原価に算入済みのため、加算は行わない。

II 手数料について

1 見直しの適用範囲（基本方針12頁）

戸籍等交付手数料など法令等により料金が決められているもの、独立採算を運営原則とするもの、北海道からの権限移譲の際に標準手数料等が示されているもの及び近隣自治体と均衡を図り決定している建築関係手数料などについては、それぞれの目的、性質等に応じて、個別に手数料を見直すこととする。

本基本方針では、各種証明手数料や交付手数料、閲覧手数料など計35手数料の見直しを図る。

2 算定方法（基本方針15頁）

$$\text{手数料} = \text{時間当たりの人件費単価} \times \text{1件当たりの事務処理時間} \\ + \text{1件当たりの物件費} + \text{1件当たりのその他必要経費}$$

3 減額・免除（基本方針15頁）

手数料については、それぞれ目的や性質等が異なっており、行政サービスごとに性格に沿った減免措置が必要であることから、現行どおり、それぞれの条例の規定において取り扱うこととする。

なお、減免措置はあくまで受益者負担の例外であり、減免の取り扱いが際限なく広がることがないように、行政サービスの性格と、減免の対象となる場合とを十分に検討するものとする。

III 見直しの対象、新料金の適用時期、定期的な見直し及び町としての努力

1 見直しの対象（基本方針16頁）

ごくわずかな乖離に基づき、頻繁に使用料・手数料の見直しを行うことや、大きな乖離が生じるまで見直しを見合わせ、後に大幅な見直しを行うことは、住民に過度な負担や混乱等を招く恐れがあるため、理論上の適正料金と現行料金を比較し、**概ね20%以上の乖離が生じているものを対象**とする。

2 新料金の適用時期（基本方針16頁）

本基本方針に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は、**令和4年4月を予定**している。

3 見直しの時期（基本方針16頁）

町民ニーズや施設の維持管理等に要する費用の変化等を的確に把握し、現行の使用料・手数料が適正か否かを検証するため、**行政コスト計算は毎年行い**、その結果、現行料金と比較して概ね20%以上の乖離が生じている使用料・手数料について、見直しを行うこととする。

4 サービスの充実、利用者拡大施策の実施と経費削減の努力（基本方針16頁）

町は、「効率的な施設運営及び事務の効率化による受益者負担の軽減」と「サービス内容の拡充と稼働率の向上」の両面を目指していく必要があることを認識し、サービス向上と経費節減、各施設の情報提供や利便性の向上による稼働率の向上に向け、積極的に取り組んでいくこととする。

IV 町民負担の急激な上昇などを防ぐための方策（激変緩和措置）（基本方針17頁）

使用料・手数料の見直しに伴う町民負担の急激な増減を抑制するため、現行料金より著しく高額になるときは、原則、**現行料金の1.5倍を限度**とし、また、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、**理論上の適正料金の50%を限度**とする。

ただし、見直し後の料金が、民間や周辺自治体に比べて著しく高額となり利用率の低下が見込まれる場合、または、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫することが見込まれる場合などは、料金の見直しを調整することとする。

使用料・手数料の見直しに関する基本方針 (案)

令和 3 年 月

幕別町

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 使用料について | 2 |
| 1 見直しの適用範囲 | 2 |
| 2 見直しの基本方針 | 3 |
| (1) 受益者負担の原則の徹底 | 3 |
| (2) 算定方法の明確化 | 4 |
| ① 原価算定の基本的な考え方 | 4 |
| ② 原価計算の基礎 | 5 |
| (3) 施設の性質別分類と受益者負担割合の整理 | 6 |
| ① 「施設分類」の考え方 | 6 |
| ② 「受益者負担割合」の考え方 | 7 |
| ③ 算定方法 | 7 |
| (4) 減額・免除基準の整理・統一化 | 9 |
| ① 団体等の利用にかかる基準 | 9 |
| ② 個人利用にかかる基準 | 9 |
| ③ 町長等が特に必要と認める基準 | 10 |
| (5) 適用範囲の特例 | 10 |
| (6) その他の基準 | 10 |
| ① 営利目的等の取扱い | 10 |
| ② 使用料の前納と還付 | 10 |
| ③ 使用料の単位 | 10 |
| ④ 曜日、使用時間帯別による使用料の格差 | 11 |
| ⑤ 冷暖房加算 | 11 |
| ⑥ 附帯設備・備品などの物品の使用料 | 11 |
| ⑦ 指定管理者制度を導入している施設の取扱い | 11 |
| II 手数料について | 12 |
| 1 見直しの適用範囲 | 12 |
| 2 見直しの基本方針 | 13 |
| (1) 受益者負担の原則の徹底 | 13 |
| (2) 算定方法の明確化 | 14 |
| ① 原価算定の基本的な考え方 | 14 |
| ② 原価計算の基礎 | 14 |
| (3) 算定方法 | 15 |
| (4) 減額・免除 | 15 |
| (5) 手数料の単位 | 15 |
| III 見直しの対象、新料金の適用時期、定期的な見直し及び町としての努力等 | 16 |
| 1 見直しの対象 | 16 |
| 2 新料金の適用時期 | 16 |
| 3 見直しの時期 | 16 |
| 4 サービスの充実、利用者拡大施策の実施と経費削減の努力 | 16 |
| IV 町民負担の急激な上昇などを防ぐための方策（激変緩和措置） | 17 |

はじめに

幕別町では、「行政改革の最終目標は行政サービスの向上」にあるとの基本的な認識の下、昭和 62 年の「第 1 次行政改革大綱」を皮切りとして、平成 28 年 3 月に「第 4 次行政改革大綱」を策定し、時代の潮流に合わせながら、効率的な行政運営と財政の健全化を推進してきたところです。

「第 4 次行政改革大綱」における推進計画の推進項目として 39 項目設定していますが、その中で「使用料・負担金等受益者負担の見直し」及び「公共施設使用料減免の見直し」を掲げ、「使用料・負担金等の積算根拠及び減免基準の見直しと見直しサイクルの検討」を具体的な実施項目としています。

地方公共団体が提供する公共サービスは、広く住民の皆様から徴収した税金により賄われていますが、サービスにより利益を受ける者が特定されるものについては、全てを税金で賄うと、利益を受ける者と受けない者との不公平が生じることから、利益を受ける者に一定の費用等の負担を求めることとしています（受益者負担の原則）。

本町における現行の使用料・負担金等については、分担金、負担金といった主に法令等により算定根拠が定められているものや、水道料金など見直しを行っているものがある一方、多くの使用料・手数料については設定以降、物価や人件費は上昇傾向で推移し、サービスの提供にかかる費用は増加しているものの、全般的な見直しがなされておらず、現在まで同じ金額で据え置かれたものもあります。

このことから、使用料・手数料について、算定方法等を明確化（ルール化）することで料金の適正化を図るとともに、受益者負担の原則の徹底及び減免基準の見直しにより、負担の公平性・公正性を確保することを目的に、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定します。

I 使用料について

使用料とは、地方公共団体の行政財産の目的外使用または公の施設の使用の対価として、その利益を受ける者から徴収する料金のことです（本基本方針では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 225 条に規定する使用料とします）。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（使用料）

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定（行政財産の目的外使用）による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

1 見直しの適用範囲

今回の見直しの範囲は、使用料の算定方法を明確化（ルール化）する観点から、公の施設のうち、誰でも利用が可能であり、かつ、使用に伴いかかる経費（光熱水費、人件費等実費相当額）と使用料（対価）の関係において、一定のルールに基づき統一的な算定方法により料金設定することが可能な施設（一般的な貸館（貸室）の性格を有する施設）とします。

このことから、公営住宅など法令等により一定の基準が示されている施設、町営牧場、幼稚園、へき地保育所、学童保育所など役務やサービスの提供が伴う施設及び公営企業概念から独立採算を前提とするスキー場などについては、一定のルールに基づき統一的な算定方法により使用料を設定することによらないことから、本基本方針における見直しの適用除外とし、それぞれ施設の目的、性質等に応じて、個別に使用料を見直すこととします。

このほか、公園（パークゴルフ場の個人利用を含む）や、体育施設のうちスケートリンクなどについては、施設の形態等から利用者の把握・管理が困難な施設であることから、現行どおり使用料を設定しないこととして、見直しの対象外とします。

| 区 分 | 施 設 |
|----------------------|---|
| 基本方針適用施設 | コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター（宿泊室を除く）、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿（生活支援ハウスを除く） |
| 基本方針適用施設(※) | まなびや、幕別運動公園体育施設（野球場、陸上競技場を除く）、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、パークゴルフ場（大会等使用に限る）、ナウマン公園キャンプ場、小中学校（学校開放）、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター |
| 基本方針適用除外施設 | |
| 法令等により一定の基準が示されている施設 | 公営住宅（特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む） |
| 役務やサービスの提供が伴う施設 | 町営牧場、幼稚園（延長保育）、へき地保育所、学童保育所 |
| 独立採算を前提とする施設 | スキー場、上下水道 |
| その他統一的な算定方法によらない施設 | 考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例（昭和57年条例第8号）に基づく目的外使用 |
| 見直し対象外施設 | 交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、パークゴルフ場（個人利用に限る）、屋外ゲートボール場 |

※ 現時点において使用料が設定されていない施設ではありますが、施設を使用する者と使用しない者との「負担の公平性・公正性」を確保する観点から、見直し適用施設とします。

2 見直しの基本方針

使用料の見直しに当たっての基本方針は次の4項目です。

- (1) 受益者負担の原則の徹底
- (2) 算定方法の明確化
- (3) 施設の性質別分類と受益者負担割合の整理
- (4) 減額・免除基準の整理・統一化

(1) 受益者負担の原則の徹底

使用料は、公共施設等の利用者からその使用の対価として納付されるものであり、利用者の立場に立つと安価であればあるほど高い効用が得られますが、この場合、公共施設の維持管理等に要する経費は税金で賄われることとなり、町民全体の負担となります。

このため、施設を使用する者と使用しない者との「負担の公平性・公正性」を確保する観点から、利用者に応分の負担を求めることとします。

(2) 算定方法の明確化

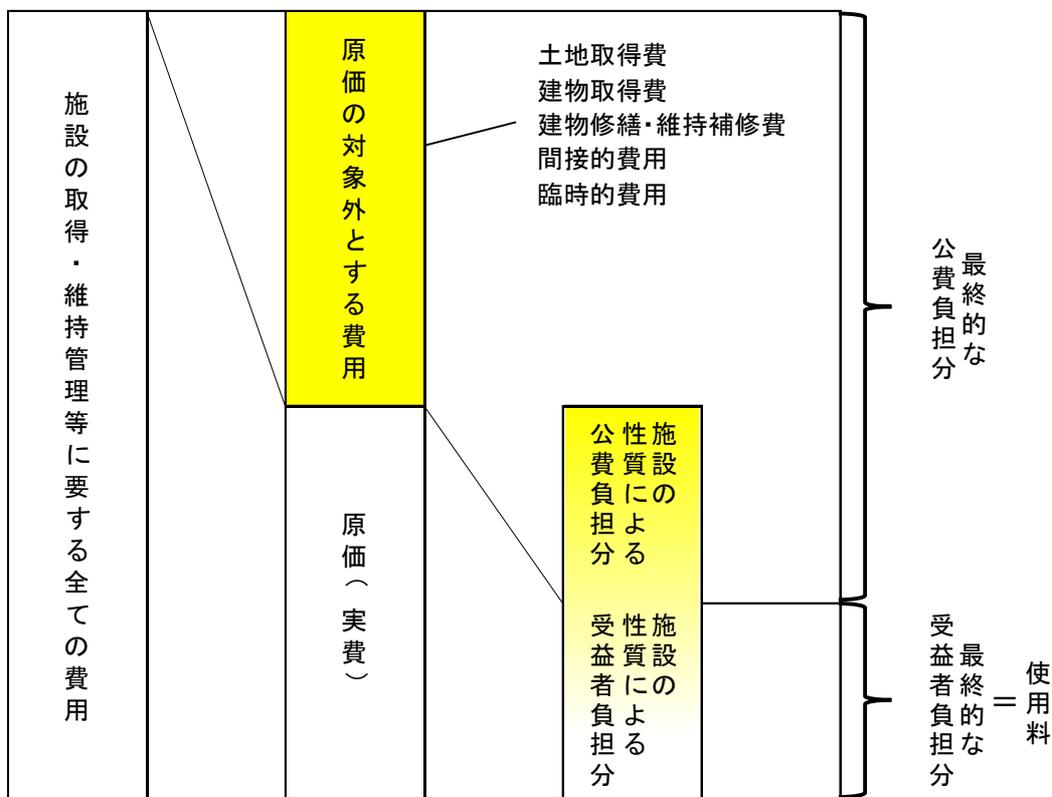
応分の負担を求める受益者や町民の皆様に分かりやすく説明するためには、使用料算定の積算根拠を明確にし、原価のあり方や負担割合等の基本的な考え方を整理する必要がありますことから、次のとおり使用料に関する基本算定式を設定します。

| | | | | | |
|--------------|------------|----------|-----------|----------|----------------|
| 基本算定式 | 使用料 | = | 原価 | × | 受益者負担割合 |
|--------------|------------|----------|-----------|----------|----------------|

原 価：施設の維持管理等に要する費用

受益者負担割合：対象とする施設が「日常生活に不可欠か（必需性）」、「民間による提供が難しいか（市場性）」といったサービスの性質（公共性の強弱）による町（公費）と受益者の負担割合

【使用料の算定イメージ】



① 原価算定の基本的な考え方

コスト算定に用いる年数は、複数年の実績に基づき積算する方が精度は上がりますが、公の施設に係る維持管理等に要する費用は、年度間においてそれほど大きな差が生じないため、膨大な事務量に対して効果は少ないと考えられます。

このため、原価算定に用いる対象年度は、原則として算定を行おうとする年度の**前年度の決算額**によるものとします。

ただし、前年度の決算額が過去3年間の決算額と乖離が大きい場合は、3年間の平均値を使用します。また、経常経費でありながら、毎年度発生しない費用（2年に1度発生する費用など）は、単年度当たりの費用を算入します。

なお、算定年度に新たに発生する費用は、対象費用として算入します。

② 原価計算の基礎

原価計算の基礎については、行政で使用する民間企業的な会計手法を用いた行政コスト計算の手法を基本に用いることとします。

行政コスト計算は、平成13年3月に総務省が「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」で示したものであり、これによると経費は、「人にかかる費用」、「物にかかる費用」、「移転支出的な費用」及び「その他の費用」に大きく分類されますが、このうち、施設の維持管理等に要する経費である「人にかかる費用」及び「物にかかる費用」を、**原価計算の基礎**とします。

【原価に算入する費用】

| 区 分 | 費 用 | 内 容 |
|---------|-----|---|
| 人にかかる費用 | 人件費 | サービス業務や施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員に要する費用。 |
| 物にかかる費用 | 物件費 | サービス提供や施設を維持管理するための、需用費、役務費及び備品購入等に要する費用。 |

【「人にかかる費用」と「物にかかる費用」の内訳】

| | | | | |
|---------|-----|----------|-----------------------------|--|
| 人にかかる費用 | 人件費 | 報酬 | 施設の管理を実務として行っている者に対する費用。 | |
| | | 給料 | | |
| | | 職員手当等 | | |
| | | 共済費 | | |
| 物にかかる費用 | 物件費 | 旅費 | 施設の管理を実務として行っている者の出張に要する費用。 | |
| | | 需用費 | 消耗品費 | 事務用品などの消費的な物品の取得等に要する費用。 |
| | | | 燃料費 | |
| | | | 光熱水費 | |
| | | | 印刷製本費 | |
| | | | 食糧費 | |
| | | 役務費 | 通信運搬費 | 郵便料や電話料など施設が受けたサービスの対価として支出する費用。 |
| | | | 手数料 | |
| | | | 自動車損害保険料 | |
| | | | 建物災害保険料 | |
| | | 委託料 | | 施設の運営及び保守点検等の作業を外部委託する費用。 |
| | | 使用料及び賃借料 | | コピー機の使用や車両の借上げなどサービス提供及び施設の維持管理に要する費用。 |
| | | 備品購入費 | | 机や椅子など長期間その形状を変えずに使用し、かつ保存できる物品の取得に要する費用（概ね100万円未満）。 |

【原価に算入しない費用】

| 区 分 | 理 由 |
|---|--|
| 土地の取得に要した費用 | 土地は他の有形固定資産のように、原価を将来に渡って費用配分するという減価償却の考え方をもたない。また、年数の経過により資産価値が減少するものではなく、施設が廃止された後も町（町民全体）の資産として残るため、原価として算入しない。 |
| 建物の取得に要した費用 及び修繕・維持補修に要した費用 | 建物は町の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、建設や修繕等に要した費用は、すべての町民に利用の機会を提供するための費用であるとの考えから、原価として算入しない。 |
| その年度のみ一時的・臨時的に要した費用（災害による現場の復旧に要した費用など） | 災害等の特殊事情により一時的・臨時的に要した費用など、通常のサービスを提供するに当たり、直接関連しない費用は原価として算入しない。 |

(3) 施設の性質別分類と受益者負担割合の整理

町が提供するサービスには、町民の日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくい施設から、民間においても類似の施設が存在するものまで多岐にわたっています。

このため、受益者負担の原則のみに基づき各サービスの価格を設定することは困難であることから、施設を2つの性質に分類し、その分類ごとに「**公費負担**」と「**受益者負担**」の割合を設定します。

① 「施設分類」の考え方

施設の性質については、日常生活を送る上で施設の必要性が高いものなのか低いものなのか（必需性）、民間において提供されるなど施設に市場の代替性があるか否か（市場性）の基準で分類します。

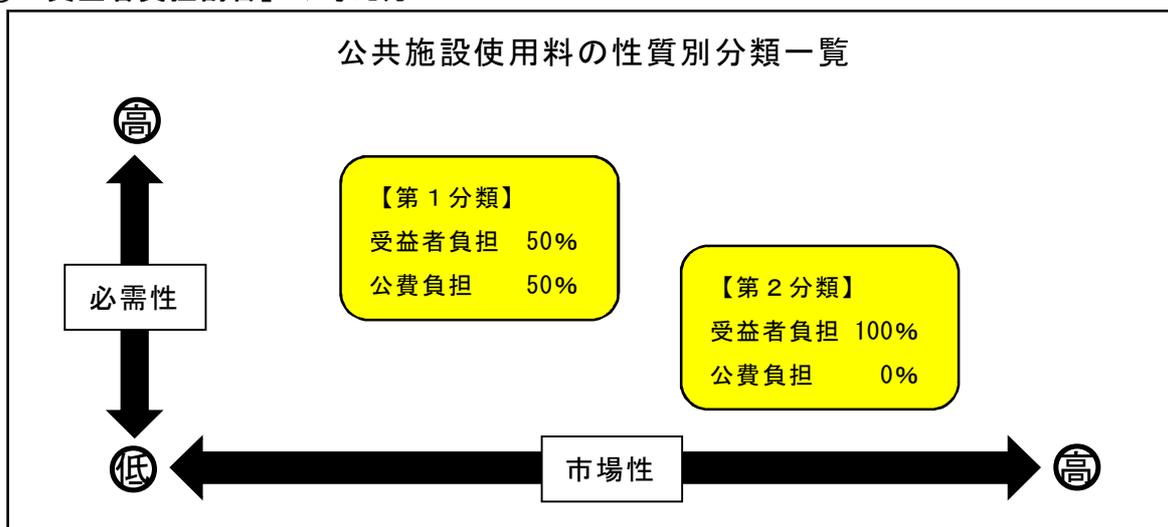
ア 施設の必需性

| | |
|----------|--|
| 必需性の高い施設 | 日常生活上、ほとんどの人が必要とするサービスを提供する施設 |
| 必需性の低い施設 | 生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするため、特定の町民が恩恵を受ける施設 |

イ 施設の市場性

| | |
|----------|------------------------------|
| 市場性の高い施設 | 市場原理により、民間でも提供可能なサービスを提供する施設 |
| 市場性の低い施設 | 市場原理では提供されにくく、主として行政が提供する施設 |

② 「受益者負担割合」の考え方



本基本方針の適用施設（現行、使用料を徴収していない施設を含む。）については、受益者負担の原則に基づき、別紙1「公共施設使用料の性質別分類一覧」のとおり分類します。

③ 算定方法

使用料の算定は、会議室、集会室、体育館、競技場等の1室、1面等当たりの料金として算定する「貸室等の使用料」と、1人当たりの料金として算定する「個人利用にかかる使用料」に分類し、算定します。

ア 貸室等の使用料の場合

貸室等（会議室、ホールなど）、一定のスペースを使用する場合の使用料は、次のとおり算定します。

$$\text{使用料} = \left[\frac{\text{施設全体の原価}}{\text{貸出可能面積の合計}} \div \frac{\text{年間貸出可能時間}}{\text{使用面積}} \times \text{受益者負担割合} \right] \times \text{使用時間}$$

【計算方法】

- ・ 1㎡当たりの年間原価を算出する。
 - (ア) 1㎡当たりの年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出可能面積の合計
 - ※ 廊下やトイレなど共用部分に要する費用についても、原価として算定します。
 - ※ 貸出可能面積の合計には、共用部分は含みません。
- ・ 1㎡当たりの時間原価を算出する。
 - (イ) 1㎡当たりの時間原価 = (ア) 1㎡当たりの年間原価 ÷ 年間貸出可能時間
- ・ 貸室等の使用料を算定する。
 - (ウ) 貸室等の使用料 = (イ) 1㎡当たりの時間原価 × 使用面積 × 受益者負担割合
- ・ 使用時間当たりの使用料を算出する。
 - (エ) 使用時間当たりの使用料 = (ウ) 貸室等の使用料 × 使用時間

【例】会議室を3時間使用する場合の使用料

| 区分 | 集会室 | 会議室 | 事務室 | 共用部分 (廊下等) | 合計 |
|-------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 延べ床面積 | 500 m ² | 100 m ² | 40 m ² | 60 m ² | 700 m ² |

- 施設全体の原価 6,000,000 円
- 年間貸出可能時間 4,667 時間
- 受益者負担割合 50%
- 貸出可能面積の合計 600 m² (集会室 500 m² + 会議室 100 m²)

- (ア) 1 m²当たりの年間原価 = 6,000,000 円 ÷ 600 m² = 10,000 円/m²
 (イ) 1 m²当たりの時間原価 = 10,000 円/m² ÷ 4,667 時間 = 2.14 円/m²/時間
 (ウ) 貸室等の使用料 = 2.14 円/m²/時間 × 100 m² × 50% = 100 円 (100 円未満切り捨て)
 (エ) 使用時間当たりの使用料 = 100 円 × 3 時間 = 300 円

イ 個人利用にかかる使用料の場合

プールや体育館の個人利用などのように、ある一定の部屋（区画）を不特定多数の個人が同時に利用する場合の施設使用料は、次のとおり算定します。

| | | | | | | |
|------------|----------|----------------|----------|---------------|----------|----------------|
| 使用料 | = | 施設全体の原価 | ÷ | 年間利用者数 | × | 受益者負担割合 |
|------------|----------|----------------|----------|---------------|----------|----------------|

【計算方法】

- ・ 1人当たりの原価を算出する。

(ア) 1人当たりの原価 = 施設全体の原価 ÷ 年間利用者数

※ 年間利用者数は前年度の人数としますが、直近3年間で比べ、極端に利用者数が少ない場合は、施設ごとに判断できるものとします。

- ・ 個人利用にかかる使用料を算定する。

(イ) 個人利用にかかる使用料 = (ア) 1人当たりの原価 × 受益者負担割合

【例】プールを利用する場合の使用料

- 施設全体の原価 3,000,000 円
- 年間利用者数 4,000 人
- 受益者負担割合 50%

- (ア) 1人当たりの原価 = 3,000,000 円 ÷ 4,000 人 = 750 円
 (イ) 個人利用にかかる使用料 = 750 円 × 50% = 300 円 (100 円未満切り捨て)

(4) 減額・免除基準の整理・統一化

使用料の減額や免除は、公益的な活動を行う団体の活動支援や施設の利用促進などに一定の効果はありますが、受益者負担の公平性・公正性を確保する観点から、**政策的・特例的措置として適用を限定**します。また、施設間で減額・免除の対象者となる年齢や減額率等にばらつきが見られるため、これまでの**基準を検証し、減額・免除の統一基準**について、次の位置づけを基本に統一基準を設定します。

| |
|--|
| ① 団体等の利用にかかる基準 ② 個人利用にかかる基準 ③ 町長等が特に必要と認める基準 |
|--|

① 団体等の利用にかかる基準

公共・公益上の使用に限り、次の表のとおり、減額・免除することを統一基準とします。

| | 対 象 | 減額・免除内容 |
|---|---|---------|
| 1 | 町が自ら使用する場合 | 免除 |
| 2 | 町内の保育所・幼稚園・小中学校において、町が認める行事のために使用する場合 | 免除 |
| 3 | 町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合 | 免除 |
| 4 | 町が共催する行事のために使用する場合 | 免除 |

※ 町が共催する行事のために使用する場合、施設によっては備付物件を使用する際、配置及び調整を外部発注するケースもあることから、貸室等の使用料は免除としますが、備付物件の使用料については5割減額とします。

② 個人利用にかかる基準

個人利用施設では、**障がい者の自立促進や青少年の健全育成**を支援・推進する観点から、減額・免除措置について、次の表のとおり取り扱います。

| | 対 象 | 減額・免除内容 |
|---|---------------------------|-----------|
| 1 | 中学生以下の者が利用する場合 | 無料 |
| 2 | 高校生が利用する場合 | 一般料金の3割減額 |
| 3 | 障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで） | 無料 |

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（経済的負担の軽減）

第24条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

③ 町長等が特に必要と認める基準

適用は公共性・公益性が非常に高く真にやむを得ない場合に限定します（災害対応など想定外の事態に対応することを想定）。その適用に当たっては、可能な限り要綱等で具体的な例を示すこととします。

(5) 適用範囲の特例

行政区のコミュニティ活動については、行政区ごとに別に定める公共施設（別紙2参照）を使用する場合に限り、本基本方針の適用範囲の特例として使用料を免除します。

(6) その他の基準

① 営利目的等の取扱い

営利目的で使用する場合や入場料等を徴収する場合については、次のとおり加算の規定を設けるものとします。

ア 営利目的で使用する場合

営利目的で使用する場合の使用料は10割を加算します。なお、販売を伴う場合の使用料は20割を加算します。

イ 入場料等を徴収する場合

入場料等を徴収する場合の使用料は、次の表のとおり使用料を加算します。

| | 入場料等の金額 | 加算割合 |
|---|------------------|------|
| 1 | 1,000円未満 | 5割 |
| 2 | 1,000円以上3,000円未満 | 10割 |
| 3 | 3,000円以上 | 15割 |

② 使用料の前納と還付

使用料は、使用承認後、速やかに利用者が納付（前納）することを基本とします。また、納付された使用料は、施設の適正利用を図る観点から、原則返還しないものとなりますが、次の表の場合に限り、使用料の一部または全部を還付することができるものとします。

| | 対 象 |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 使用者の責によらない事由により使用することができない場合 |
| 2 | 使用の中止又は変更の申出に基づき、町長等が相当の理由があると認めた場合 |
| 3 | その他町長等が特別な理由があると認めた場合 |

③ 使用料の単位

使用料の単位は、事務の効率化を図るため、100円単位（100円未満切り捨て）とし、最低料金を100円とします。

④ 曜日、使用時間帯による使用料の格差

曜日や使用時間帯により使用料の格差を設定し、利用の均等化を図ることも考えられますが、現状は特定の曜日や使用時間帯に競合性が発生しておらず、また、利用者によっては勤務形態等により使用できる曜日や時間帯が限定される方もいるため、曜日等による格差は設けないこととします。

⑤ 冷暖房加算

冷暖房期間中も冷暖房を使用しない場合があるほか、期間中以外にも冷暖房を使用することができるように、さらには、分かりやすく簡素な料金設定を行う観点から、原則として冷暖房に対する加算は行わないこととします（冷暖房に係る光熱水費については、原価に算入済み）。

⑥ 附帯設備・備品などの物品の使用料

トレーニング機器、陶芸窯、ピアノ等の設備のように、施設の使用とは別に利用者の意向によって利用が可能なものや、新たな経費が発生するものについては、規則で別に料金を定めます。

⑦ 指定管理者制度を導入している施設の取扱い

指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、本基本方針に基づき見直しを実施します。

Ⅱ 手数料について

手数料とは、地方公共団体が特定の者のために行う役務に対して、その費用を賄うため徴収する料金をいい、その金額は当該事務に要する経費とその事務により受ける特定の者の利益とを考慮して定めるものです（本基本方針では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条に規定する手数料とします）。

平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、機関委任事務制度が廃止されたことにより、地方公共団体の手数料については、全て条例により定めることとなりました。

ただし、全国的に統一して定めることが特に必要と認められる標準事務については地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）により、当該政令で定める金額を標準として定めなければならないこととされています。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（使用料）

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

1 見直しの適用範囲

今回の見直しの範囲は、手数料の算定方法を明確化（ルール化）する観点から、手数料のうち、提供する役務に要する経費（人件費等実費相当額）と手数料（対価）の関係において、一定のルールに基づき統一的な算定方法により料金設定することが可能なものとしします。

このことから、戸籍等交付手数料など法令等により料金が決められているもの、水道事業等地方公営企業法に基づき、独立採算を運営原則とするもの（簡易水道事業等今後法適用を予定しているものを含む）、北海道からの権限移譲の際に標準手数料（参考単価）等が示されているもの及び近隣自治体と均衡を図り決定している建築関係手数料などについては、現行どおり、それぞれの目的、性質等に応じて、個別に手数料を見直すこととしします。

| 区 分 | 手 数 料 |
|---------------------------|--|
| 基本方針適用手数料 | 地籍図等交付手数料、地籍図等閲覧手数料、 情報公開等の写しに要する費用、 税関係証明手数料、印鑑登録関係手数料、 身分に関する証明手数料、不在籍証明手数料、 住民基本台帳閲覧手数料、戸籍の附票謄抄本交付手数料、 住民票謄抄本交付手数料、不在証明手数料、 介護保険料等納付証明手数料、 し尿処理手数料、一般廃棄物処理業等許可申請手数料、 現況証明手数料、嘱託登記手数料、 その他の証明書等手数料、その他地図・図面等の写しの交付手数料 |
| 基本方針適用除外手数料 | |
| 法令等により一定の基準 が示されている手数料 | 住宅用家屋証明申請手数料、臨時運行許可申請手数料、 戸籍等交付手数料、戸籍記載事項等証明手数料、 戸籍届書等閲覧手数料、個人番号カード再交付手数料、 狂犬病予防法に基づく手数料、鳥獣の飼養登録手数料、 開発行為関係手数料、高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料、 介護予防サービス計画等作成手数料 |
| 独立採算を運営原則とす る手数料 | 水道事業等関係手数料 |
| 近隣自治体と均衡を図り 決定している手数料 | ごみ処理手数料、建築関係手数料 |
| その他統一的な算定方法 によらない手数料 | 情報公開等の写しの送付に要する費用、 忠類歯科診療所文書発行手数料 |

2 見直しの基本方針

手数料の見直しに当たっては、事務処理経費の削減を図るとともに、処理時間の短縮など行政サービスの向上に努めた上で、算定の基礎となるコストについては受益者の負担とします。

また、現在無料で行っているサービスについても、特定の者のために行う事務であるかどうかを検証し、必要に応じて有料化についても検討を進めることとします。

(1) 受益者負担の原則の徹底

手数料は、特定の者のために提供する公の役務に対し、その費用を賄うため、または報償として徴収するものであるため、**利用者とその 100%の負担を求めること**とします。

(2) 算定方法の明確化

利用者や町民の皆様に分かりやすく説明するためには、手数料算定の積算根拠を明確にし、原価のあり方等の基本的な考え方を整理する必要があることから、次のとおり手数料に関する基本算定式を設定します。

| |
|--------------------|
| 手 数 料 = 原 価 |
|--------------------|

① 原価算定の基本的な考え方

コスト算定に用いる年数は、複数年の実績に基づき積算する方が精度は上がりますが、手数料にかかる人件費や物件費等は、年度間においてそれほど大きな差が生じないため、膨大な事務量に対して効果は少ないと考えられます。

このため、原価計算の基礎は原則として算定を行おうとする年度の**前年度の人件費や物件費等**によるものとします。

② 原価計算の基礎

原価計算の基礎については、行政で使用する民間企業的な会計手法を用いた行政コスト計算の手法を基本に用いることとします。

行政コスト計算は、平成13年3月に総務省が「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」で示したものであり、これによると経費は、「人にかかる費用」、「物にかかる費用」、「移転支的費用」及び「その他の費用」に大きく分類されます。

これらの中の、「人にかかる費用」「物にかかる費用」及び「その他の経費」を**原価計算の基礎**とします。

【原価に算入する費用】

| 区 分 | 費 用 | 内 容 |
|---------|---------|---|
| 人にかかる費用 | 人件費 | 時間当たりの人件費単価に手数料に関する事務を処理する時間を乗じて算出。時間当たりの人件費単価は、係長職から主事補職の平均単価を統一単価として使用。 |
| 物にかかる費用 | 物件費 | 消耗品費、印刷製本費、通信運搬費について、手数料に関する事務に直接的に必要な経費を算入。 |
| その他の経費 | その他必要経費 | 上記以外で手数料に関する事務に直接的に必要な経費を算入。 |

(3) 算定方法

利用者が負担すべき手数料については、次の方法により算定します。

$$\text{手数料} = \text{時間当たりの人件費単価} \times \text{1件当たりの事務処理時間} \\ + \text{1件当たりの物件費} + \text{1件当たりのその他必要経費}$$

【計算方法】

・ 1件当たりの人件費を算出する。

(ア) 1件当たりの人件費 = 時間当たりの人件費単価 × 1件当たりの事務処理時間

※ 人件費単価は算定を行おうとする年度の前年度の係長職から主事補職の平均単価を統一単価として使用します。

・ 1件当たりの手数料を算定する。

(イ) 1件当たりの手数料 = (ア) 1件当たりの人件費 + 1件当たりの物件費
+ 1件当たりのその他必要経費

【例】住民票（写し）の交付をする場合の手数料

- 時間当たりの人件費単価 3,046 円
- 1件当たりの事務処理時間 6分（0.1時間）
- 1件当たりの物件費 7円

(ア) 1件当たりの人件費 = 3,046円 × 0.1時間 = 305円

(イ) 1件当たりの手数料 = 305円 + 7円 = 312円

(4) 減額・免除

手数料については、それぞれ目的や性質等が異なっており、行政サービスごとに性格に沿った減免措置が必要であることから、現行どおり、それぞれの条例の規定において取り扱うこととします。

なお、減免措置はあくまで受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは、「受益者負担の原則」に反することとなりますので、減免の取り扱いが際限なく広がることがないように、行政サービスの性格と、減免の対象となる場合とを十分に検討するものとします。

(5) 手数料の単位

手数料の単位は、それぞれ算定した金額を基に、その手数料の性質等により合理的な単位とします。

Ⅲ 見直しの対象、新料金の適用時期、定期的な見直し及び町としての努力

1 見直しの対象

使用料・手数料の適正な水準を維持するためには、理論上の適正料金と現行料金を比較し、その乖離を適正に見直す必要があります。しかし、ごくわずかな乖離に基づき頻繁に見直しを行うことや、大きな乖離が生じるまで見直しを見合わせ、後に大幅な見直しを行うことは、いずれも住民に過度な負担や混乱等を招く恐れがあることから、料金の見直しに当たっては、理論上の適正料金と現行料金を比較し、**概ね 20%以上の乖離が生じているものを対象**とします。

2 新料金の適用時期

本基本方針に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は、**令和 4 年 4 月を予定**しています。

したがって、原価計算等を行った上で、使用料・手数料の額を定めた後、**令和 3 年 9 月末までに条例改正を行う**ものとします。

3 見直しの時期

地方公共団体を取り巻く社会経済環境は刻々と変化するため、町民ニーズや施設の維持管理等に要する費用の変化等を的確に把握し、現行の使用料・手数料が適正か否かを検証するため、**行政コスト計算は毎年行う**ものとします。

その結果、「1 見直しの対象」にあるとおり、現行料金と比較して概ね 20%以上の乖離が生じている使用料・手数料について、見直しを行うこととします。

4 サービスの充実、利用者拡大施策の実施と経費削減の努力

本基本方針では、人件費、維持管理費などを行政コストとして捉え、使用料・手数料を算定することとしています。このことは、業務の見直しなどの経費節減を進めることが、結果として使用料・手数料の低減につながることであります。また、稼働率を向上させることが結果として施設における税金の投入を低減することとなります。

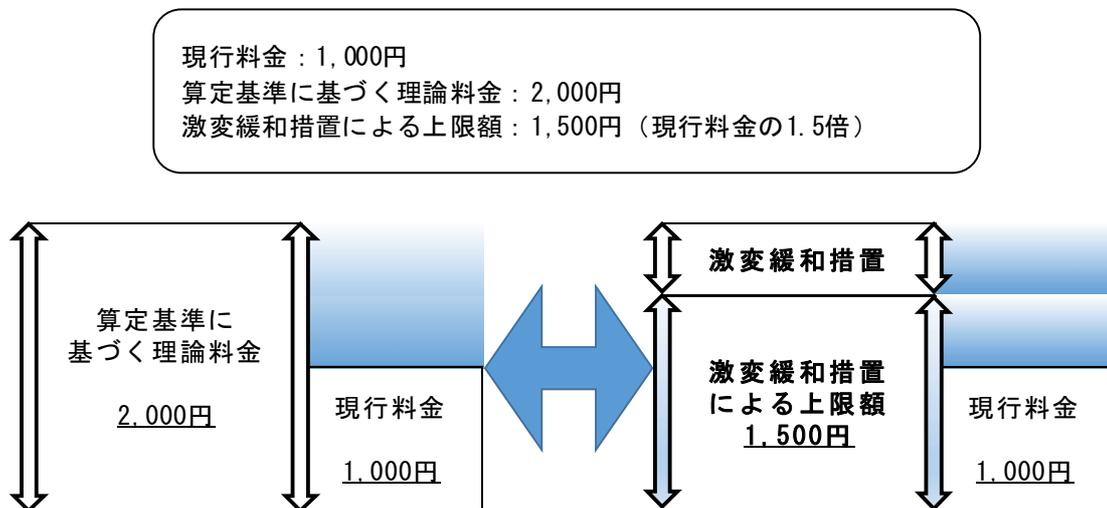
よって、町は、「**効率的な施設運営及び事務の効率化による受益者負担の軽減**」と「**サービス内容の拡充と稼働率の向上**」の両面を目指していく必要があることを認識し、サービス向上と経費節減、各施設の情報提供や利便性の向上による稼働率の向上に向け、積極的に取り組んでいくこととします。

Ⅳ 町民負担の急激な上昇などを防ぐための方策（激変緩和措置）

使用料・手数料の見直しに伴う町民負担の急激な増減を抑制するため、現行料金より著しく高額になるときは、原則、**現行料金の1.5倍を限度**（現行料金が100円の場合のみ2倍を限度）とし、また、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、**理論上の適正料金の50%を限度**として、定期的な検証結果を踏まえ、段階的に見直すこととします。

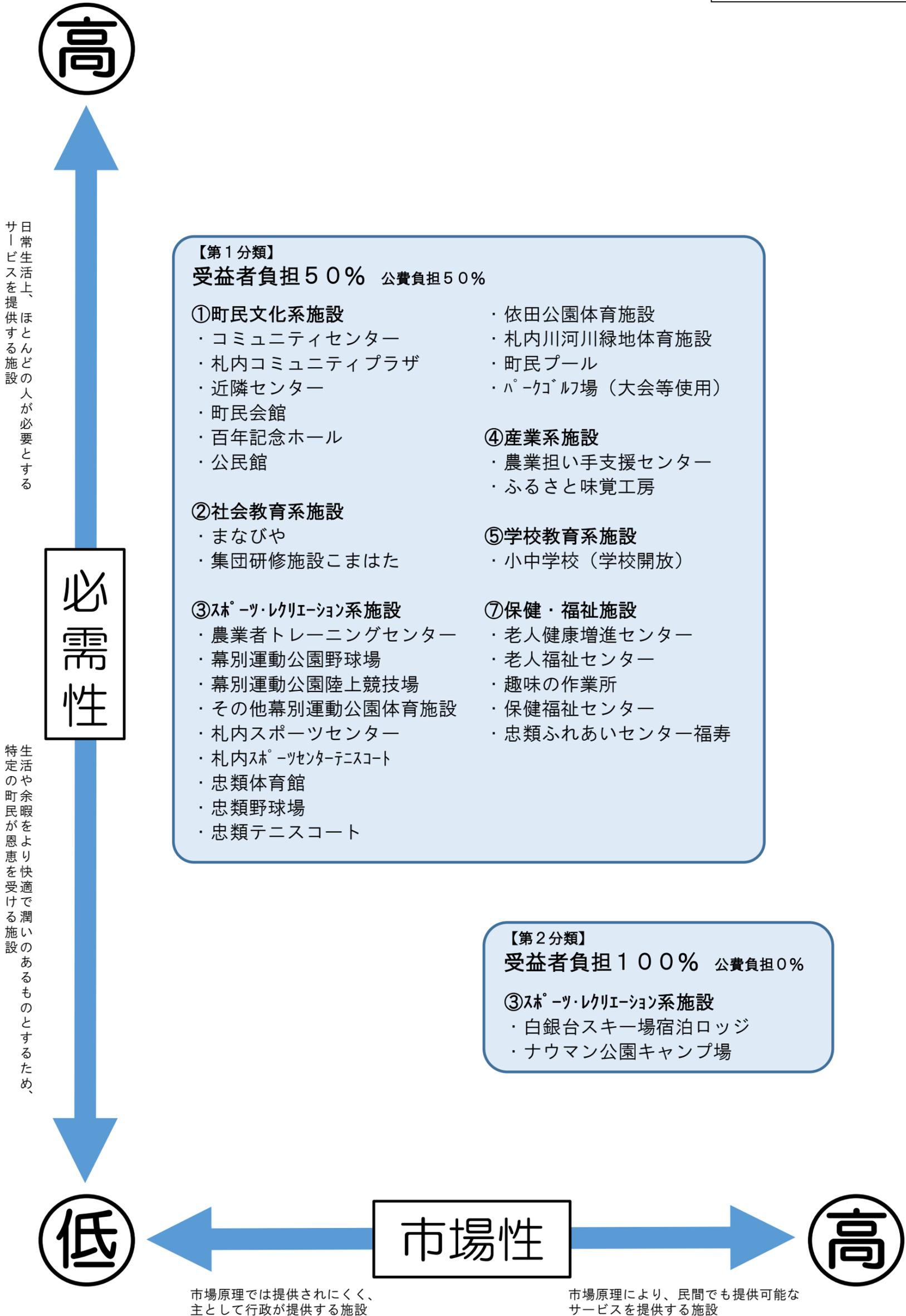
ただし、見直し後の料金が、民間や周辺自治体の同種、類似の使用料・手数料に比べて著しく高額となり利用率の低下が見込まれる場合、または、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫することが見込まれる場合などは、**実情に応じて料金を見直しを調整**することとします。

【激変緩和措置の考え方】（例）



公共施設使用料の性質別分類一覧

R3.1.29
第1回使用料等審議会
基本方針(案)別紙1



行政区別コミュニティ活動使用施設一覧表(案)

R3.1.29
第1回使用料等審議会
基本方針(案)別紙2

下表にある行政区ごとの使用施設については、別に例規において定めるものとする。

| 番号 | 行政区名 | 施設名 |
|----|--------|---------------|
| 1 | 本町1 | 本町近隣センター |
| 2 | 本町2 | 本町近隣センター |
| 3 | 本町3 | 本町近隣センター |
| 4 | 幸町 | 本町近隣センター |
| 5 | 旭町1 | 幕別北コミュニティセンター |
| 6 | 旭町2 | 幕別北コミュニティセンター |
| 7 | 旭町4 | 幕別北コミュニティセンター |
| 8 | 錦町1 | 町民会館 |
| 9 | 錦町2 | 町民会館 |
| 10 | 寿町1 | 寿町近隣センター |
| 11 | 寿町2 | 寿町近隣センター |
| 12 | 寿町3 | 寿町近隣センター |
| 13 | 宝町 | 鉄南近隣センター |
| 14 | 南町1 | 鉄南近隣センター |
| 15 | 南町2 | 鉄南近隣センター |
| 16 | 緑町1 | 緑町近隣センター |
| 17 | 緑町2 | 緑町近隣センター |
| 18 | 緑町3 | 緑町近隣センター |
| 19 | 緑町4 | 緑町近隣センター |
| 20 | 新町 | 緑町近隣センター |
| 21 | 相川 | 相川近隣センター |
| 22 | 相川南 | 相川南近隣センター |
| 23 | 相川西 | 相川西近隣センター |
| 24 | 相川北 | 相川北近隣センター |
| 25 | 大豊 | 大豊近隣センター |
| 26 | 豊岡1 | 豊岡近隣センター |
| 27 | 豊岡2 | 豊岡近隣センター |
| 28 | 明野南 | 明野近隣センター |
| 29 | 明野北 | 明野近隣センター |
| 30 | 新川 | 新川近隣センター |
| 31 | 軍岡 | 軍岡近隣センター |
| 32 | 南勢 | 南勢近隣センター |
| 33 | 猿別 | 猿別近隣センター |
| 34 | 西猿別 | 西猿別近隣センター |
| 35 | 新和 | 新和近隣センター |
| 36 | 中央町1 | 札内中央近隣センター |
| 37 | 中央町2 | 札内中央近隣センター |
| 38 | 中央町3 | 札内中央近隣センター |
| 39 | 豊町 | 札内中央近隣センター |
| 40 | 春日町 | 春日近隣センター |
| 41 | 東春日町 | 春日近隣センター |
| 42 | 泉町 | 泉町近隣センター |
| 43 | 泉東 | 泉町近隣センター |
| 44 | あかしや | あかしや近隣センター |
| 45 | あかしや南1 | あかしや南1近隣センター |
| 46 | あかしや南2 | あかしや南近隣センター |
| 47 | あかしや中央 | あかしや近隣センター |
| 48 | 文京町 | 文京・みずほ近隣センター |
| 49 | みずほ町 | 文京・みずほ近隣センター |
| 50 | 若草町1 | 若草町近隣センター |
| 51 | 若草町2 | 若草町近隣センター |
| 52 | 若草町3 | 若草町近隣センター |
| 53 | 桂町1 | 桂町近隣センター |
| 54 | 桂町2 | 桂町近隣センター |
| 55 | 桂町3 | 桂町近隣センター |
| 56 | 共栄町1 | 北栄町近隣センター |
| 57 | 共栄町2 | 新北町近隣センター |

| 番号 | 行政区名 | 施設名 |
|-----|-------|--------------|
| 58 | 共栄町3 | 北栄町近隣センター |
| 59 | 新北町東 | 新北町近隣センター |
| 60 | 新北町西 | 新北町近隣センター |
| 61 | 北町1 | 新北町近隣センター |
| 62 | 北町2 | 新北町近隣センター |
| 63 | 北町3 | 新北町近隣センター |
| 64 | 桜町北 | 桜町近隣センター |
| 65 | 桜町中央 | 桜町近隣センター |
| 66 | 桜町南 | 桜町近隣センター |
| 67 | 青葉町1 | 青葉町近隣センター |
| 68 | 青葉町2 | 青葉町近隣センター |
| 69 | 西町1 | 北栄町近隣センター |
| 70 | 西町2 | 桜町近隣センター |
| 71 | 北栄町1 | 北栄町近隣センター |
| 72 | 北栄町2 | 北栄町近隣センター |
| 73 | 札内区 | 暁町近隣センター |
| 74 | 暁町東 | 暁町近隣センター |
| 75 | 暁町西 | 暁町近隣センター |
| 76 | 暁町北 | 暁町近隣センター |
| 77 | 千住1 | 千住西近隣センター |
| 78 | 千住2 | 千住西近隣センター |
| 79 | 千住東 | 千住東近隣センター |
| 80 | 稲志別 | 稲志別近隣センター |
| 81 | 中稲志別 | 稲志別近隣センター |
| 82 | 新生 | 稲志別近隣センター |
| 83 | 依田 | 依田近隣センター |
| 84 | 西和 | 依田近隣センター |
| 85 | 昭和 | 日新近隣センター |
| 86 | 上稲志別 | 日新近隣センター |
| 87 | 日新1 | 日新近隣センター |
| 88 | 日新2 | 日新近隣センター |
| 89 | 途別 | 途別近隣センター |
| 90 | 古舞 | 古舞近隣センター |
| 91 | 糠内市街 | 糠内コミュニティセンター |
| 92 | 五位 | 糠内コミュニティセンター |
| 93 | 糠内第一 | 糠内コミュニティセンター |
| 94 | 西糠内 | 糠内コミュニティセンター |
| 95 | 中糠内 | 糠内コミュニティセンター |
| 96 | 美川 | 美川近隣センター |
| 97 | 明倫 | 明倫近隣センター |
| 98 | 中里 | 中里近隣センター |
| 99 | 駒島 | 駒島公民館 |
| 100 | 忠類栄町 | 忠類コミュニティセンター |
| 101 | 忠類幸町 | 忠類コミュニティセンター |
| 102 | 忠類本町 | 忠類コミュニティセンター |
| 103 | 忠類錦町 | 忠類コミュニティセンター |
| 104 | 忠類白銀町 | 忠類コミュニティセンター |
| 105 | 忠類西当 | 西当近隣センター |
| 106 | 忠類上忠類 | 上忠類近隣センター |
| 107 | 忠類上当 | 上当近隣センター |
| 108 | 忠類東宝 | 忠類コミュニティセンター |
| 109 | 忠類元忠類 | 元忠類近隣センター |
| 110 | 忠類幌内 | 幌内近隣センター |
| 111 | 忠類新生 | 忠類コミュニティセンター |
| 112 | 忠類豊成 | 中当近隣センター |
| 113 | 忠類晩成 | 忠類コミュニティセンター |

基本方針の適用施設一覧

| 番号 | 公共施設等 総合管理計画類型 | 施設 番号 | 施設名 | 分類 | 受益者 負担割合 | 計算区分 | 該当条例等 | 所管課 |
|-----|---------------------|----------|--------------------------|------|-------------|-------|--------------------------------------|--------|
| 1 | ①町民文化系施設 | 1-1 | 幕別南コミュニティセンター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町コミュニティセンター条例 | 住民生活課 |
| 2 | ①町民文化系施設 | 1-2 | 幕別北コミュニティセンター／幕別北ふれあい交流館 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町コミュニティセンター条例 | 住民生活課 |
| 3 | ①町民文化系施設 | 1-3 | 札内北コミュニティセンター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町コミュニティセンター条例 | 住民生活課 |
| 4 | ①町民文化系施設 | 1-4 | 札内南コミュニティセンター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町コミュニティセンター条例 | 住民生活課 |
| 5 | ①町民文化系施設 | 1-56 | 糠内コミュニティセンター／糠内公民館 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町公民館条例 | 生涯学習課 |
| 6 | ①町民文化系施設 | 1-5 | 忠類コミュニティセンター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町コミュニティセンター条例 | 地域振興課 |
| 7 | ①町民文化系施設 | 1-6 | 札内コミュニティプラザ | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町コミュニティプラザ条例 | 札内支所 |
| 8 | ①町民文化系施設 | 1-8 | 鉄南近隣センター／鉄南ふれあい交流館 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 9 | ①町民文化系施設 | 1-9 | 緑町近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 10 | ①町民文化系施設 | 1-10 | 本町近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 11 | ①町民文化系施設 | 1-11 | 寿町近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 12 | ①町民文化系施設 | 1-12 | 春日近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 13 | ①町民文化系施設 | 1-13 | あかしや近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 14 | ①町民文化系施設 | 1-14 | 桂町近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 15 | ①町民文化系施設 | 1-15 | 北栄町近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 16 | ①町民文化系施設 | 1-16 | 新北町近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 17 | ①町民文化系施設 | 1-17 | あかしや南近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 18 | ①町民文化系施設 | 1-18 | 青葉町近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 19 | ①町民文化系施設 | 1-19 | 札内中央近隣センター／働く婦人の家 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例、幕別町働く婦人の家条例 | 住民生活課 |
| 20 | ①町民文化系施設 | 1-20 | 泉町近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 21 | ①町民文化系施設 | 1-21 | 若草町近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 22 | ①町民文化系施設 | 1-22 | 文京・みずほ近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 23 | ①町民文化系施設 | 1-23 | あかしや南1近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 24 | ①町民文化系施設 | 1-24 | 桜町近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 25 | ①町民文化系施設 | 1-25 | 晴町近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 26 | ①町民文化系施設 | 1-26 | 相川北近隣センター／相川母と子の家 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 27 | ①町民文化系施設 | 1-27 | 南勢近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 28 | ①町民文化系施設 | 1-28 | 稲志別近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 29 | ①町民文化系施設 | 1-29 | 明倫近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 30 | ①町民文化系施設 | 1-30 | 明野近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 31 | ①町民文化系施設 | 1-31 | 千住西近隣センター／千住西ふれあい交流館 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 32 | ①町民文化系施設 | 1-32 | 新川近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 33 | ①町民文化系施設 | 1-33 | 猿別近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 34 | ①町民文化系施設 | 1-34 | 中里近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 35 | ①町民文化系施設 | 1-35 | 大豊近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 36 | ①町民文化系施設 | 1-36 | 西猿別近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 37 | ①町民文化系施設 | 1-37 | 豊岡近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 38 | ①町民文化系施設 | 1-38 | 依田近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 39 | ①町民文化系施設 | 1-39 | 日新近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 40 | ①町民文化系施設 | 1-40 | 相川南近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 41 | ①町民文化系施設 | 1-41 | 相川西近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 42 | ①町民文化系施設 | 1-42 | 途別近隣センター／途別ふれあい交流館 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 43 | ①町民文化系施設 | 1-43 | 古舞近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 44 | ①町民文化系施設 | 1-44 | 新和近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 住民生活課 |
| 45 | ①町民文化系施設 | 1-45 | 相川近隣センター／相川農業担い手会館 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例、幕別町農業担い手会館条例 | 住民生活課 |
| 46 | ①町民文化系施設 | 1-46 | 美川近隣センター／美川農業担い手会館 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例、幕別町農業担い手会館条例 | 住民生活課 |
| 47 | ①町民文化系施設 | 1-47 | 軍岡近隣センター／軍岡集落センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例、幕別町集落センター設置条例 | 住民生活課 |
| 48 | ①町民文化系施設 | 1-48 | 上当近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 地域振興課 |
| 49 | ①町民文化系施設 | 1-49 | 西当近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 地域振興課 |
| 50 | ①町民文化系施設 | 1-50 | 上忠類近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 地域振興課 |
| 51 | ①町民文化系施設 | 1-51 | 元忠類近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 地域振興課 |
| 52 | ①町民文化系施設 | 1-52 | 中当近隣センター／中当母と子の家 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 地域振興課 |
| 53 | ①町民文化系施設 | 1-53 | 幌内近隣センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 地域振興課 |
| 54 | ①町民文化系施設 | 7-9 | 千住東近隣センター／千住生活館 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 | 福祉課 |
| 55 | ①町民文化系施設 | 1-54 | 町民会館 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町民会館条例 | 生涯学習課 |
| 56 | ①町民文化系施設 | 1-55 | 百年記念ホール | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町百年記念ホール条例 | 生涯学習課 |
| 57 | ①町民文化系施設 | 1-57 | 駒島公民館 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町公民館条例 | 生涯学習課 |
| 58 | ②社会教育系施設 | 2-2 | まなびや相川 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町まなびや条例 | 生涯学習課 |
| 59 | ②社会教育系施設 | 2-3 | まなびや中里 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町まなびや条例 | 生涯学習課 |
| 60 | ②社会教育系施設 | 2-4 | 集団研修施設こまはた | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町集団研修施設こまはた条例 | 生涯学習課 |
| 61 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 3-1 | 農業者トレーニングセンター | 第1分類 | 50% | 貸室・個人 | 幕別町体育館条例 | 生涯学習課 |
| 62 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 3-3 | 幕別運動公園野球場 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町体育施設条例 | 生涯学習課 |
| 63 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 3-4 | 幕別運動公園陸上競技場 | 第1分類 | 50% | 貸室・個人 | 幕別町体育施設条例 | 生涯学習課 |
| 64 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-2 | 幕別運動公園ソフトボール場 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 生涯学習課 |
| 65 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-3 | 幕別運動公園テニスコート | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 生涯学習課 |
| 66 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-4 | 幕別運動公園アーチェリー場 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 生涯学習課 |
| 67 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 3-7 | 札内スポーツセンター | 第1分類 | 50% | 貸室・個人 | 幕別町体育館条例 | 生涯学習課 |
| 68 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-1 | 札内スポーツセンターテニスコート | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町札内スポーツセンター屋外テニスコート使用規程 | 生涯学習課 |
| 69 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 3-10 | 忠類体育館 | 第1分類 | 50% | 貸室・個人 | 幕別町体育館条例 | 生涯学習課 |
| 70 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-16 | 忠類野球場 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町体育施設条例 | 生涯学習課 |
| 71 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-34 | 忠類テニスコート | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 生涯学習課 |
| 72 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-6 | 依田公園野球場 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 生涯学習課 |
| 73 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-7 | 依田公園テニスコート | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 生涯学習課 |
| 74 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-8 | 依田公園アーチェリー場 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 生涯学習課 |
| 75 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-9 | 札内川河川緑地野球場 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 生涯学習課 |
| 76 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-10 | 札内川河川緑地ソフトボール場 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 生涯学習課 |
| 77 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-11 | 札内川河川緑地テニスコート | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 生涯学習課 |
| 78 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-12 | 札内川河川緑地バスケットコート | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 生涯学習課 |
| 79 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-13 | 札内川河川緑地サッカー場 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 生涯学習課 |
| 80 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-14 | 札内川河川緑地ラグビー場 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 生涯学習課 |
| 81 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 3-2 | 幕別町民プール | 第1分類 | 50% | 個人利用 | 幕別町体育施設条例 | 生涯学習課 |
| 82 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 3-5 | 札内南町民プール | 第1分類 | 50% | 個人利用 | 幕別町体育施設条例 | 生涯学習課 |
| 83 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 3-6 | 札内北町民プール | 第1分類 | 50% | 個人利用 | 幕別町体育施設条例 | 生涯学習課 |
| 84 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 3-8 | 札内東町民プール | 第1分類 | 50% | 個人利用 | 幕別町体育施設条例 | 生涯学習課 |
| 85 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 3-9 | 糠内町民プール | 第1分類 | 50% | 個人利用 | 幕別町体育施設条例 | 生涯学習課 |
| 86 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 3-11 | 忠類町民プール | 第1分類 | 50% | 個人利用 | 幕別町体育施設条例 | 生涯学習課 |
| 87 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-17 | つづじコース（運動公園）※大会等使用 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 土木課 |
| 88 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-18 | サーモンコース（猿別川河川緑地）※大会等使用 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 土木課 |
| 89 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-19 | 新田の森コース（新田の森公園）※大会等使用 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 土木課 |
| 90 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-20 | さくらコース（明野ヶ丘公園）※大会等使用 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 土木課 |
| 91 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-21 | エルムコース（白人公園）※大会等使用 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 土木課 |
| 92 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-22 | ちろっとの森コース（スマイルパーク）※大会等使用 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 土木課 |
| 93 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-34 | 俳句村コース（依田公園）※大会等使用 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 土木課 |
| 94 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-24 | 牧水の森コース（依田公園）※大会等使用 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 土木課 |
| 95 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-25 | やまびこコース（糠内公園）※大会等使用 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 土木課 |
| 96 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-26 | はらっぱ36コース（札内川河川緑地）※大会等使用 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 土木課 |
| 97 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-27 | チャンピオンコース（ナウマン公園）※大会等使用 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 土木課 |
| 98 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-28 | ファミリーコース（ナウマン公園）※大会等使用 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町都市公園等条例 | 経済建設課 |
| 99 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 3-14 | 白銀台スキー場宿泊ロッジ／おためし暮らし体験住宅 | 第2分類 | 100% | 貸室使用 | 幕別町スキー場条例 | 地域振興課 |
| 100 | ③ｽｽﾞｰｸﾞﾚｸﾞﾚｰｼﾞｮﾝ系施設 | 18-29 | ナウマン公園キャンプ場 | 第2分類 | 100% | 個人利用 | 幕別町都市公園等条例 | 経済建設課 |
| 101 | ④産業系施設 | 4-1 | 農業担い手支援センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町農業担い手支援センター条例 | 農業振興担当 |
| 102 | ④産業系施設 | 4-3 | 幕別ふるさと味覚工房 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別ふるさと味覚工房設置条例 | 農業振興担当 |
| 103 | ⑤学校教育系施設 | 5-1-1 | 白人小学校（学校開放） | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町立小、中学校の施設の開放に関する規則 | 学校教育課 |
| 104 | ⑤学校教育系施設 | 5-1-2 | 札内南小学校（学校開放） | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町立小、中学校の施設の開放に関する規則 | 学校教育課 |
| 105 | ⑤学校教育系施設 | 5-1-3 | 札内北小学校（学校開放） | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町立小、中学校の施設の開放に関する規則 | 学校教育課 |
| 106 | ⑤学校教育系施設 | 5-2-1 | 幕別中学校（学校開放） | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町立小、中学校の施設の開放に関する規則 | 学校教育課 |
| 107 | ⑤学校教育系施設 | 5-2-2 | 札内中学校（学校開放） | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町立小、中学校の施設の開放に関する規則 | 学校教育課 |
| 108 | ⑤学校教育系施設 | 5-2-3 | 札内東中学校（学校開放） | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町立小、中学校の施設の開放に関する規則 | 学校教育課 |
| 109 | ⑦保健・福祉施設 | 7-1 | 札内老人健康増進センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町老人健康増進センター条例 | 福祉課 |
| 110 | ⑦保健・福祉施設 | 7-2 | 幕別老人健康増進センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町老人健康増進センター条例 | 福祉課 |
| 111 | ⑦保健・福祉施設 | 7-3 | 駒島老人健康増進センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町老人健康増進センター条例 | 福祉課 |
| 112 | ⑦保健・福祉施設 | 7-4 | 老人福祉センター | 第1分類 | 50% | 貸室・個人 | 幕別町老人福祉センター設置条例 | 福祉課 |
| 113 | ⑦保健・福祉施設 | 7-5 | 趣味の作業所 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町趣味の作業所条例 | 地域振興課 |
| 114 | ⑦保健・福祉施設 | 7-7 | 保健福祉センター | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町保健福祉センター条例 | 福祉課 |
| 115 | ⑦保健・福祉施設 | 7-8 | 忠類ふれあいセンター福寿 | 第1分類 | 50% | 貸室使用 | 幕別町ふれあいセンター福寿条例 | 保健福祉課 |

基本方針の適用除外等施設一覧

| 番号 | 公共施設等 総合管理計画類型 | 施設 番号 | 施設名 | 基本方針の適用除外・見直しができない理由 | 所管課 |
|----|---------------------|----------|-------------------------|---|----------------|
| 1 | ②社会教育系施設 | 2-1 | 考古館 | 観覧の用に供する施設であり、統一的な算定方法によらないため。 | 生涯学習課 |
| 2 | ②社会教育系施設 | 2-5 | ふるさと館 | 観覧の用に供する施設であり、統一的な算定方法によらないため。 | 生涯学習課 |
| 3 | ②社会教育系施設 | 2-6 | 忠類ナウマン象記念館 | 観覧の用に供する施設であり、統一的な算定方法によらないため。 | 生涯学習課 |
| 4 | ②社会教育系施設 | 2-10 | 交通公園鉄道資料館 | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であり、また維持管理費がかかっていないため。 | 経済建設課 |
| 5 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 18-5 | 幕別運動公園スケートリンク | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であるため。 | 生涯学習課 |
| 6 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 18-31 | 札内町営スケートリンク（札内中学校グラウンド） | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であるため。 | 生涯学習課 |
| 7 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 18-17 | つつじコース（運動公園）※個人利用 | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であるため。 | 土木課 |
| 8 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 18-18 | サーモンコース（猿別川河川緑地）※個人利用 | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であるため。 | 土木課 |
| 9 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 18-19 | 新田の森コース（新田の森公園）※個人利用 | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であるため。 | 土木課 |
| 10 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 18-20 | さくらコース（明野ヶ丘公園）※個人利用 | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であるため。 | 土木課 |
| 11 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 18-21 | エルムコース（白人公園）※個人利用 | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であるため。 | 土木課 |
| 12 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 18-22 | ちろっとの森コース（スマイルパーク）※個人利用 | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であるため。 | 土木課 |
| 13 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 18-23 | 俳句村コース（依田公園）※個人利用 | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であるため。 | 土木課 |
| 14 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 18-24 | 牧水の森コース（依田公園）※個人利用 | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であるため。 | 土木課 |
| 15 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 18-25 | やまびこコース（糠内公園）※個人利用 | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であるため。 | 土木課 |
| 16 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 18-26 | はらっぱ36コース（札内川河川緑地）※個人利用 | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であるため。 | 土木課 |
| 17 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 18-27 | チャンピオンコース（ナウマン公園）※個人利用 | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であるため。 | 経済建設課 |
| 18 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 18-28 | ファミリーコース（ナウマン公園）※個人利用 | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であるため。 | 経済建設課 |
| 19 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 18-30 | 屋外ゲートボール場 | 施設の形態等から利用者の把握・管理が困難であるため。 | 福祉課 |
| 20 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 3-12 | 明野ヶ丘スキー場 | 公営企業概念から独立採算を前提とするため。 | 商工観光課 |
| 21 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 3-13 | 白銀台スキー場 | 公営企業概念から独立採算を前提とするため。 | 地域振興課 |
| 22 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 3-15 | ナウマン温泉ホテルアルコ | 指定管理者との基本協定において使用料を設定しており、統一的な算定方法によらないため。 | 地域振興課 |
| 23 | ③ｽｽﾞｰｸﾞ・レクリエーション系施設 | 3-18 | 道の駅・忠類 | 指定管理者との基本協定において使用料を設定しており、統一的な算定方法によらないため。 | 地域振興課 |
| 24 | ④産業系施設 | 4-2 | 南勢牧場 | 役務やサービスの提供が伴うため。 | 農林課 |
| 25 | ④産業系施設 | 4-4 | 共栄牧場・晩成牧場 | 役務やサービスの提供が伴うため。 | 経済建設課 |
| 26 | ⑥子育て支援施設 | 6-1 | わかば幼稚園（延長保育） | 役務やサービスの提供が伴うため。 | 学校教育課 |
| 27 | ⑥子育て支援施設 | 6-6 | 明倫保育所 | 役務やサービスの提供が伴うため。 | こども課 |
| 28 | ⑥子育て支援施設 | 6-7 | 駒島保育所 | 役務やサービスの提供が伴うため。 | こども課 |
| 29 | ⑥子育て支援施設 | 6-8 | 古舞保育所 | 役務やサービスの提供が伴うため。 | こども課 |
| 30 | ⑥子育て支援施設 | 6-9 | 糠内保育所 | 役務やサービスの提供が伴うため。 | こども課 |
| 31 | ⑥子育て支援施設 | 6-10 | 途別保育所 | 役務やサービスの提供が伴うため。 | こども課 |
| 32 | ⑥子育て支援施設 | 6-11 | 忠類保育所 | 役務やサービスの提供が伴うため。 | こども課 |
| 33 | ⑥子育て支援施設 | 6-20 | はぐるま学童保育所 | 役務やサービスの提供が伴うため。 | こども課 |
| 34 | ⑥子育て支援施設 | 6-21 | つくし学童保育所・つくし第2学童保育所 | 役務やサービスの提供が伴うため。 | こども課 |
| 35 | ⑥子育て支援施設 | 6-22 | やまびこ学童保育所 | 役務やサービスの提供が伴うため。 | こども課 |
| 36 | ⑥子育て支援施設 | 6-23 | あすなろ学童保育所 | 役務やサービスの提供が伴うため。 | こども課 |
| 37 | ⑥子育て支援施設 | 6-24 | ちゅうるい学童保育所 | 役務やサービスの提供が伴うため。 | 保健福祉課 |
| 38 | ⑩公営住宅等 | 10-1-1 | 公営住宅 | 公営住宅法に基づき金額を算出しているため。 | 都市計画課 経済建設課 |
| 39 | ⑩公営住宅等 | 10-1-2 | 春日東団地駐車場 | 維持管理費がかかっておらず、統一的な算定方法によらないため。 | 都市計画課 |
| 40 | ⑩公営住宅等 | 10-1-3 | 泉町団地駐車場 | 維持管理費がかかっておらず、統一的な算定方法によらないため。 | 都市計画課 |
| 41 | ⑩公営住宅等 | 10-2 | 特定優良賃貸住宅 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき金額を算出しているため。 | 都市計画課 経済建設課 |
| 42 | ⑩公営住宅等 | 10-3 | 町営住宅 | 公営住宅法を準用し金額を算出しているため。 | 都市計画課 経済建設課 |
| 43 | ⑪公園（建築物のみ） | 11-1 | 都市公園 | 道路法施行令で定める金額を準用し使用料を設定しているため。 | 土木課 経済建設課 |
| 44 | ⑫その他施設 | 12-2 | 幕別墓地 | 永代貸付にかかる使用料であり、統一的な算定方法によらないため。 | 防災環境課 |
| 45 | ⑫その他施設 | 12-3 | 相川墓地 | 永代貸付にかかる使用料であり、統一的な算定方法によらないため。 | 防災環境課 |
| 46 | ⑫その他施設 | 12-4 | 軍岡墓地 | 永代貸付にかかる使用料であり、統一的な算定方法によらないため。 | 防災環境課 |
| 47 | ⑫その他施設 | 12-5 | 南勢墓地 | 永代貸付にかかる使用料であり、統一的な算定方法によらないため。 | 防災環境課 |
| 48 | ⑫その他施設 | 12-6 | 札内墓地 | 永代貸付にかかる使用料であり、統一的な算定方法によらないため。 | 防災環境課 |
| 49 | ⑫その他施設 | 12-7 | 千住墓地 | 永代貸付にかかる使用料であり、統一的な算定方法によらないため。 | 防災環境課 |
| 50 | ⑫その他施設 | 12-8 | 稲志別墓地 | 永代貸付にかかる使用料であり、統一的な算定方法によらないため。 | 防災環境課 |
| 51 | ⑫その他施設 | 12-9 | 途別墓地 | 永代貸付にかかる使用料であり、統一的な算定方法によらないため。 | 防災環境課 |
| 52 | ⑫その他施設 | 12-10 | 糠内墓地 | 永代貸付にかかる使用料であり、統一的な算定方法によらないため。 | 防災環境課 |
| 53 | ⑫その他施設 | 12-11 | 古舞墓地 | 永代貸付にかかる使用料であり、統一的な算定方法によらないため。 | 防災環境課 |
| 54 | ⑫その他施設 | 12-12 | 忠類墓地 | 永代貸付にかかる使用料であり、統一的な算定方法によらないため。 | 地域振興課 |
| 55 | ⑫その他施設 | 12-13 | 葬斎場 | 政策的判断が必要であり、また、町民と町民以外の料金設定をしなければならず、統一的な算定方法によらないため。 | 防災環境課 |
| 56 | ⑫その他施設 | 12-15 | 幕別駅前駐輪場 | 維持管理費がかかっておらず、統一的な算定方法によらないため。 | 防災環境課 |
| 57 | ⑫その他施設 | 12-16 | 札内駅前駐輪場 | 維持管理費がかかっておらず、統一的な算定方法によらないため。 | 防災環境課 |
| 58 | ⑫その他施設 | 12-18 | 行政財産 | 統一的な算定方法によらないため。 | 総務課 |
| 59 | ⑬道路 | 13-1 | 道路 | 道路法施行令で定める金額を準用し使用料を設定しているため。 | 土木課 |
| 60 | ⑮上水道 | 15-1 | 上水道 | 地方公営企業法を適用し、独立採算制に基づき使用料を設定しているため。 | 水道課 |
| 61 | ⑯下水道 | 16-1 | 下水道 | 地方公営企業法を適用し、独立採算制に基づく使用料設定を進めているため。 | 水道課 |
| 62 | ⑰公園 | 17-1 | 都市公園 | 道路法施行令で定める金額を準用し使用料を設定しているため。 | 土木課 経済建設課 |

基本方針の適用手数料一覧

| 番号 | 区分 | 手数料番号 | 手数料等名 | 該当条例等 | 所管課 |
|----|----------|-------|--------------------------|---------------------|--------|
| 1 | ①地籍関係 | 1-1 | 地籍図の閲覧手数料 | 幕別町手数料条例 | 土木課 |
| 2 | ①地籍関係 | 1-2 | 地籍図の写しの交付手数料 | 幕別町手数料条例 | 土木課 |
| 3 | ①地籍関係 | 1-3 | 地籍簿の閲覧手数料 | 幕別町手数料条例 | 土木課 |
| 4 | ①地籍関係 | 1-4 | 地籍簿の写しの交付手数料 | 幕別町手数料条例 | 土木課 |
| 5 | ①地籍関係 | 1-5 | その他地籍成果の閲覧手数料 | 幕別町手数料条例 | 土木課 |
| 6 | ①地籍関係 | 1-6 | その他地籍成果の写しの交付手数料 | 幕別町手数料条例 | 土木課 |
| 7 | ②情報公開関係 | 2-1 | 情報公開に係る公用書の写しの作成に要する費用 | 幕別町情報公開条例 | 総務課 |
| 8 | ②情報公開関係 | 2-3 | 行政不服審査に係る公用書の写しの作成に要する費用 | 幕別町行政不服審査条例 | 総務課 |
| 9 | ②情報公開関係 | 2-4 | 自己に関する保有個人情報の写しの作成に要する費用 | 幕別町個人情報保護条例 | 総務課 |
| 10 | ③税務関係 | 3-3 | 公課証明書手数料 | 幕別町手数料条例 | 税務課 |
| 11 | ③税務関係 | 3-4 | 評価証明書手数料 | 幕別町手数料条例 | 税務課 |
| 12 | ③税務関係 | 3-5 | 資産証明書手数料 | 幕別町手数料条例 | 税務課 |
| 13 | ③税務関係 | 3-6 | 所得証明書手数料 | 幕別町手数料条例 | 税務課 |
| 14 | ③税務関係 | 3-7 | 課税証明書手数料 | 幕別町手数料条例 | 税務課 |
| 15 | ③税務関係 | 3-8 | 無職無収入証明書手数料 | 幕別町手数料条例 | 税務課 |
| 16 | ③税務関係 | 3-9 | 営業証明書手数料 | 幕別町手数料条例 | 税務課 |
| 17 | ③税務関係 | 3-10 | 納税証明書手数料 | 幕別町手数料条例 | 税務課 |
| 18 | ④住民・戸籍関係 | 4-7 | 印鑑登録証再交付手数料 | 幕別町手数料条例 | 住民生活課 |
| 19 | ④住民・戸籍関係 | 4-8 | 印鑑登録証明手数料 | 幕別町手数料条例 | 住民生活課 |
| 20 | ④住民・戸籍関係 | 4-9 | 身分に関する証明手数料 | 幕別町手数料条例 | 住民生活課 |
| 21 | ④住民・戸籍関係 | 4-10 | 不在籍証明手数料 | 幕別町手数料条例 | 住民生活課 |
| 22 | ④住民・戸籍関係 | 4-11 | 住民基本台帳閲覧手数料 | 幕別町手数料条例 | 住民生活課 |
| 23 | ④住民・戸籍関係 | 4-12 | 戸籍の附票謄抄本交付手数料 | 幕別町手数料条例 | 住民生活課 |
| 24 | ④住民・戸籍関係 | 4-13 | 住民票謄抄本交付手数料 | 幕別町手数料条例 | 住民生活課 |
| 25 | ④住民・戸籍関係 | 4-14 | 住民票謄抄本の広域交付手数料 | 幕別町手数料条例 | 住民生活課 |
| 26 | ④住民・戸籍関係 | 4-17 | 不在証明手数料 | 幕別町手数料条例 | 住民生活課 |
| 27 | ④住民・戸籍関係 | 4-18 | 介護保険料納付証明手数料 | 幕別町手数料条例 | 保健課 |
| 28 | ④住民・戸籍関係 | 4-19 | 後期高齢者医療保険料納付証明手数料 | 幕別町手数料条例 | 住民生活課 |
| 29 | ⑤衛生関係 | 5-7 | し尿処理手数料 | 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | 防災環境課 |
| 30 | ⑤衛生関係 | 5-8 | 一般廃棄物処理業許可申請手数料 | 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | 防災環境課 |
| 31 | ⑤衛生関係 | 5-9 | 浄化槽清掃業許可申請手数料 | 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | 防災環境課 |
| 32 | ⑦農業委員会関係 | 7-1 | 現況証明手数料 | 幕別町手数料条例 | 農業委員会 |
| 33 | ⑦農業委員会関係 | 7-2 | 嘱託登記手数料 | 幕別町手数料条例 | 農業振興担当 |
| 34 | ⑫その他 | 12-1 | その他の証明書等手数料 | 幕別町手数料条例 | 総務課 |
| 35 | ⑫その他 | 12-2 | その他地図・図面等の写しの交付手数料 | 幕別町手数料条例 | 土木課 |

基本方針の適用除外手数料一覧

| 番号 | 区分 | 手数料番号 | 手数料等名 | 適用除外の理由 | 所管課 |
|----|-------------|-------|--|---|-------|
| 1 | ②情報公開関係 | 2-2 | 情報公開に係る公用書の写しの送付に要する費用 | 返送にかかる代金のみと定めており、統一的な算定方法によらないため。 | 総務課 |
| 2 | ②情報公開関係 | 2-5 | 自己に関する保有個人情報の写しの送付に要する費用 | 返送にかかる代金のみと定めており、統一的な算定方法によらないため。 | 総務課 |
| 3 | ②情報公開関係 | 2-6 | 行政不服審査に係る公用書の写しの送付に要する費用 | 返送にかかる代金のみと定めており、統一的な算定方法によらないため。 | 総務課 |
| 4 | ③税務関係 | 3-1 | 住宅用家屋証明申請手数料 | 「地方公共団体手数料令」に示された額で、近隣自治体と均衡を図っているため。 | 税務課 |
| 5 | ③税務関係 | 3-2 | 臨時運行許可申請手数料 | 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で金額が定められているため。 | 防災環境課 |
| 6 | ④住民・戸籍関係 | 4-1 | 戸籍謄抄本又は戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の交付手数料 | 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で金額が定められているため。 | 住民生活課 |
| 7 | ④住民・戸籍関係 | 4-2 | 戸籍記載事項証明手数料 | 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で金額が定められているため。 | 住民生活課 |
| 8 | ④住民・戸籍関係 | 4-3 | 除籍謄抄本又は除籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の交付手数料 | 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で金額が定められているため。 | 住民生活課 |
| 9 | ④住民・戸籍関係 | 4-4 | 除籍記載事項証明手数料 | 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で金額が定められているため。 | 住民生活課 |
| 10 | ④住民・戸籍関係 | 4-5 | 届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書手数料 | 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で金額が定められているため。 | 住民生活課 |
| 11 | ④住民・戸籍関係 | 4-6 | 届書その他の書類の閲覧手数料 | 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で金額が定められているため。 | 住民生活課 |
| 12 | ④住民・戸籍関係 | 4-15 | 個人番号カード再交付手数料 | 総務省通知により金額が定められているため。 | 住民生活課 |
| 13 | ④住民・戸籍関係 | 4-20 | 高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料 | 旧厚生省通知により費用負担額が定められているため。 | 保健課 |
| 14 | ⑤衛生関係 | 5-1 | 犬の登録手数料 | 「地方公共団体手数料令」に示された額で、近隣自治体と均衡を図っているため。 | 防災環境課 |
| 15 | ⑤衛生関係 | 5-2 | 狂犬病予防注射済票交付手数料 | 「地方公共団体手数料令」に示された額で、近隣自治体と均衡を図っているため。 | 防災環境課 |
| 16 | ⑤衛生関係 | 5-3 | 鑑札再交付手数料 | 「地方公共団体手数料令」に示された額で、近隣自治体と均衡を図っているため。 | 防災環境課 |
| 17 | ⑤衛生関係 | 5-4 | 狂犬病予防注射済票再交付手数料 | 「地方公共団体手数料令」に示された額で、近隣自治体と均衡を図っているため。 | 防災環境課 |
| 18 | ⑤衛生関係 | 5-5 | 鳥獣の飼養に係る登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料 | 「地方公共団体手数料令」に示された額で、近隣自治体と均衡を図っているため。 | 農林課 |
| 19 | ⑤衛生関係 | 5-6 | ごみ処理手数料 | 13市町村の共同処理施設までの収集運搬経費より算定した額で、近隣自治体と均衡を図っているため。 | 防災環境課 |
| 20 | ⑥医療・介護・福祉関係 | 6-1 | 忠類歯科診療所文書発行手数料 | 指定管理者と協議の上定めており、統一的な算定方法によらないため。 | 保健福祉課 |
| 21 | ⑥医療・介護・福祉関係 | 6-13 | 介護予防サービス計画等作成手数料 | 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額と定められているため。 | 保健課 |
| 22 | ⑧建築関係 | 8-1 | 優良住宅新築認定申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 23 | ⑧建築関係 | 8-2 | 優良宅地造成認定申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 24 | ⑧建築関係 | 8-3 | 建築確認申請等手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 25 | ⑧建築関係 | 8-4 | 工作物確認申請等手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 26 | ⑧建築関係 | 8-5 | 建築物完了検査手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 27 | ⑧建築関係 | 8-6 | 工作物完了検査手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 28 | ⑧建築関係 | 8-7 | 道路位置指定申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 29 | ⑧建築関係 | 8-8 | 仮設建築物建築許可申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 30 | ⑧建築関係 | 8-9 | 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 31 | ⑧建築関係 | 8-10 | 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 32 | ⑧建築関係 | 8-11 | 同一敷地内建築物以外の建築認定申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 33 | ⑧建築関係 | 8-12 | 複数建築物の認定の取消し申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 34 | ⑧建築関係 | 8-13 | 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 35 | ⑧建築関係 | 8-14 | 適合通知に係る審査手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 36 | ⑧建築関係 | 8-15 | 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 37 | ⑧建築関係 | 8-16 | 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 38 | ⑧建築関係 | 8-17 | 譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 39 | ⑧建築関係 | 8-18 | 長期優良住宅建築等計画認定地位継承承認申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 40 | ⑧建築関係 | 8-19 | 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 41 | ⑧建築関係 | 8-20 | 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 42 | ⑧建築関係 | 8-21 | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 43 | ⑧建築関係 | 8-22 | 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 44 | ⑧建築関係 | 8-23 | 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 | 都市計画区域を指定している近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 45 | ⑨都市計画関係 | 9-1 | 開発行為許可申請手数料 | 「地方公共団体手数料令」に示された額で、近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 46 | ⑨都市計画関係 | 9-2 | 開発行為変更許可申請手数料 | 「地方公共団体手数料令」に示された額で、近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 47 | ⑨都市計画関係 | 9-3 | 用途地域の定められていない土地の区域内における建築物建築特例許可申請手数料 | 「地方公共団体手数料令」に示された額で、近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 48 | ⑨都市計画関係 | 9-4 | 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 | 「地方公共団体手数料令」に示された額で、近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 49 | ⑨都市計画関係 | 9-5 | 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 | 「地方公共団体手数料令」に示された額で、近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 50 | ⑨都市計画関係 | 9-6 | 開発許可地位継承承認申請手数料 | 「地方公共団体手数料令」に示された額で、近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 51 | ⑨都市計画関係 | 9-7 | 開発登録簿の写しの交付手数料 | 「地方公共団体手数料令」に示された額で、近隣自治体と均衡を図っているため。 | 都市計画課 |
| 52 | ⑩水道関係 | 10-1 | 指定給水装置工事事業者申請手数料 | 地方公営企業法を適用し、独立採算制に基づき手数料を設定しているため。 | 水道課 |
| 53 | ⑩水道関係 | 10-2 | 設計審査手数料 | 地方公営企業法を適用し、独立採算制に基づき手数料を設定しているため。 | 水道課 |
| 54 | ⑩水道関係 | 10-3 | 工事検査手数料 | 地方公営企業法を適用し、独立採算制に基づき手数料を設定しているため。 | 水道課 |
| 55 | ⑩水道関係 | 10-4 | 幕別町水道事業給水条例第29条第2項の確認をするときの手数料 | 地方公営企業法を適用し、独立採算制に基づき手数料を設定しているため。 | 水道課 |
| 56 | ⑩水道関係 | 10-5 | 設計審査手数料（簡易水道） | 地方公営企業法を適用し、独立採算制に基づく手数料設定を進めているため。 | 水道課 |
| 57 | ⑩水道関係 | 10-6 | 工事検査手数料（簡易水道） | 地方公営企業法を適用し、独立採算制に基づく手数料設定を進めているため。 | 水道課 |
| 58 | ⑩水道関係 | 10-7 | 幕別町簡易水道事業給水条例第28条第2項の確認をするときの手数料 | 地方公営企業法を適用し、独立採算制に基づく手数料設定を進めているため。 | 水道課 |

手数料別の減免基準一覧

| 手数料 | 条例名 | 減免基準 | | | | | | | | | |
|--|---------------------|------------------------------|---------------------------|---------------|-----------|---------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------|---------------------------|----------------------------------|
| | | 法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならないもの | 生活保護法の適用を受けている者から請求があったとき | 官公署から請求があったとき | 公用で使用するとき | 町長が特に必要と認めたもの | 入居者が入院又はやむを得ない事情により長期にわたり不在となったとき | 天然記念物北海道犬保存規則に指定されている犬であるとき | 天災その他特別な事情があると認められたとき | 公益上の理由により減免の必要があると認められたとき | 清掃のボランティア活動によって収集された一般廃棄物を処理するとき |
| 地籍図等交付手数料 地籍図等閲覧手数料 税関係証明手数料 印鑑登録関係手数料 身分に関する証明手数料 不在籍証明手数料 住民基本台帳閲覧手数料 戸籍の附票謄抄本交付手数料 住民票謄抄本交付手数料 不在証明手数料 介護保険料等納付証明手数料 現況証明手数料 嘱託登記手数料 その他の証明書等手数料 その他地図・図面等の写しの交付手数料 | 幕別町手数料条例 | 免除 | 免除 | 免除 | 免除 | 免除 | | | | | |
| 情報公開に係る公用書の写しの作成に要する費用 | 幕別町情報公開条例 | | | | | 減額・免除 | | | | | |
| 行政不服審査に係る公用書の写しの作成に要する費用 | 幕別町行政不服審査条例 | | | | | 減額・免除 | | | | | |
| 自己に関する保有個人情報の写しの作成に要する費用 | 幕別町個人情報保護条例 | | | | | 減額・免除 | | | | | |
| 狂犬病予防法関係手数料 | 幕別町狂犬病予防法に基づく手数料条例 | | 減額・免除 | | | 減額・免除 | | 減額・免除 | | | |
| し尿処理手数料 一般廃棄物処理業等許可申請手数料 | 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | | | | | 減額・免除 | | | 減額・免除 | 減額・免除 | 減額・免除 |
| 指定給水装置工事事業者申請手数料 設計審査等手数料 | 幕別町水道事業給水条例 | | | | | 減額・免除 | | | | 減額・免除 | |
| 設計審査等手数料 | 幕別町簡易水道事業給水条例 | | | | | 減額・免除 | | | | 減額・免除 | |

○幕別町手数料条例
(手数料の減免)

- 第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。
 (1) 法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならないもの。
 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者から請求があったとき。
 (3) 官公署から請求があったとき。
 (4) 公用で使用するとき。
 (5) 前各号に規定するもののほか、町長が特に必要と認めたもの。

○幕別町情報公開条例
(費用の負担)

第14条 前条の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、別表に定める費用を負担しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める時は、写しの作成に要する費用の全部又は一部を減免することができる。

○幕別町行政不服審査条例
(手数料等)

第4条 3 町長が特に必要と認める時は、前項に規定する費用の額の全部又は一部を減免することができる。

○幕別町個人情報保護条例
(費用の負担)

第20条 前条の規定により保有個人情報の写しの交付を受けるものは、別表に定める費用を負担しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める時は、写しの作成に要する費用の全部又は一部を減免することができる。

○幕別町狂犬病予防法に基づく手数料条例
(手数料の減免)

第4条 第2条に規定する手数料のうち、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料については、当該登録等に係る犬が天然記念物北海道犬保存規則(昭和61年北海道教育委員会規則第23号)に指定されているものであるとき、及び犬の所有者が生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき扶助を受けるものであるときその他町長が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。

○幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
(処理手数料の減免)

第18条 町長は、次の各号の一に該当すると認められた場合は、その申請に基づき処理手数料を減免することができる。
 (1) 天災その他特別な事情があると認められたとき。
 (2) 公益上の理由により減免の必要があると認められたとき。
 (3) 清掃のボランティア活動によって収集された一般廃棄物を処理するとき。
 (4) その他特に町長が必要と認められたとき。

○幕別町水道事業給水条例
(料金及び手数料等の減免)

第27条の2 町長は、公益上その他特別の理由があると認められたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

○幕別町簡易水道事業給水条例
(料金及び手数料等の減免)

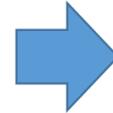
第26条の2 町長は、公益上その他特別の理由があると認められたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

公共施設の営利目的等による加算一覧

【現行料金】

営利目的で使用する場合

| 施設名 | 販売を伴わない場合 | 販売を伴う場合 |
|----------------|-----------|---------|
| 町民会館 | 5割 | 10割 |
| 百年記念ホール | 5割 | 10割 |
| 幕別運動公園野球場 | — | — |
| 幕別運動公園陸上競技場 | — | — |
| 農業者トレーニングセンター | — | — |
| 札内スポーツセンター | — | — |
| 幕別地区コミュニティセンター | 5割 | 10割 |
| 札内コミュニティプラザ | 5割 | 10割 |
| 近隣センター | 5割 | 10割 |
| 忠類コミュニティセンター | 5割 | 10割 |
| 忠類ふれあいセンター福寿 | 5割 | 10割 |
| 農業担い手支援センター | 5割 | 10割 |



【新料金】

営利目的で使用する場合

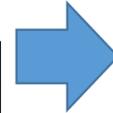
| 施設名 | 販売を伴わない場合 | 販売を伴う場合 |
|----------------|-----------|---------|
| 町民会館 | 10割 | 20割 |
| 百年記念ホール | | |
| 幕別運動公園野球場 | | |
| 幕別運動公園陸上競技場 | | |
| 農業者トレーニングセンター | | |
| 札内スポーツセンター | | |
| 幕別地区コミュニティセンター | | |
| 札内コミュニティプラザ | | |
| 近隣センター | | |
| 忠類コミュニティセンター | | |
| 忠類ふれあいセンター福寿 | | |
| 農業担い手支援センター | | |

入場料等を徴収する場合

| 施設名 | 1,000円超3,000円以下 | 3,000円超 |
|---------|-----------------|---------|
| 町民会館 | 5割 | 10割 |
| 百年記念ホール | 5割 | 10割 |

| 施設名 | 区分なし |
|---------------|---------|
| 幕別運動公園野球場 | 40割(5倍) |
| 幕別運動公園陸上競技場 | 40割(5倍) |
| 農業者トレーニングセンター | 40割(5倍) |
| 札内スポーツセンター | 40割(5倍) |

| 施設名 | 100円未満 | 100円以上500円未満 | 500円以上 |
|----------------|--------|--------------|--------|
| 幕別地区コミュニティセンター | 5割 | 10割 | 15割 |
| 札内コミュニティプラザ | 5割 | 10割 | 15割 |
| 近隣センター | 5割 | 10割 | 15割 |



| 施設名 | 500円未満 | 500円以上1,000円未満 | 1,000円以上 |
|--------------|--------|----------------|----------|
| 忠類コミュニティセンター | 5割 | 10割 | 15割 |
| 忠類ふれあいセンター福寿 | 5割 | 10割 | 15割 |

| 施設名 | 3,000円以下 | 3,000円超 |
|-------------|----------|---------|
| 農業担い手支援センター | 5割 | 10割 |

入場料等を徴収する場合

| 施設名 | 1,000円未満 | 1,000円以上3,000円未満 | 3,000円以上 |
|----------------|----------|------------------|----------|
| 町民会館 | 5割 | 10割 | 15割 |
| 百年記念ホール | | | |
| 幕別運動公園野球場 | | | |
| 幕別運動公園陸上競技場 | | | |
| 農業者トレーニングセンター | | | |
| 札内スポーツセンター | | | |
| 幕別地区コミュニティセンター | | | |
| 札内コミュニティプラザ | | | |
| 近隣センター | | | |
| 忠類コミュニティセンター | | | |
| 忠類ふれあいセンター福寿 | | | |
| 農業担い手支援センター | | | |

町スポーツ少年団登録団体及び町内中学校・高等学校部活動一覧

R3.1.29
第1回使用料等審議会
資料9

町スポーツ少年団登録団体

| 区分 | 番号 | 単位団名 |
|--------|----|----------------------|
| 幕小地区 | 1 | 幕別野球少年団 |
| | 2 | 幕別陸上少年団 |
| | 3 | 幕別剣道少年団 |
| | 4 | 幕別柔道少年団 |
| | 5 | 幕別中央水泳少年団 |
| | 6 | 幕別中央スケート少年団 |
| | 7 | 幕別浦幌アイスホッケー少年団 |
| | 8 | 幕別卓球少年団 |
| 白人地区 | 9 | 白人野球少年団 |
| | 10 | 白人シャイニング（バレーボール） |
| | 11 | 白人サッカー少年団 |
| | 12 | 白人スケート少年団 |
| | 13 | 札内テニス少年団 |
| | 14 | S p o - R E 札内陸上 |
| 札南地区 | 15 | 札内南ライオンズ野球 |
| | 16 | 札内南バレーボール少年団 |
| | 17 | 札南ラビッツミニバスケットボール少年団 |
| | 18 | 札南W E E D（サッカー） |
| | 19 | 札内南スピードスケート少年団 |
| | 20 | 札内スキー少年団 |
| 札北地区 | 21 | 札内北フェニックススポーツ（野球） |
| | 22 | 幕別札内F C（サッカー） |
| | 23 | 札内北小学校スケートスポーツ少年団 |
| | 24 | 幕別トランポリンクラブフーニ |
| 全町地区 | 25 | 幕別ジュニアバドミントンクラブ |
| | 26 | サタデースイミングスクール |
| | 27 | 幕別町空手道スポーツ少年団 |
| | 28 | 札内サンダースミニバスケットボール少年団 |
| | 29 | 札内スピードスケート少年団 |
| 小規模校地区 | 30 | 途別スポーツ少年団 |
| | 31 | 明倫スポーツ少年団 |
| | 32 | 古舞スポーツ少年団 |
| | 33 | 糠内スポーツ少年団 |
| 忠類地区 | 34 | 忠類野球スポーツ少年団 |
| | 35 | 忠類バレーボール少年団 |
| | 36 | 忠類スケート少年団 |
| | 37 | 忠類スキースポーツ少年団 |

町内中学校の部活動

| 区分 | 番号 | 部活動名 | |
|-------|--------|---------------------|----------------|
| 幕別中学校 | 1 | 野球部 | |
| | 2 | 男子バスケットボール部（札東中と合同） | |
| | 3 | ソフトテニス部 | |
| | 4 | 卓球部 | |
| | 5 | 陸上部 | |
| | 6 | 吹奏楽部 | |
| 糠内中学校 | 7 | バドミントン部 | |
| | 8 | 陸上部 | |
| 札内中学校 | 9 | 野球部 | |
| | 10 | ソフトボール部（札東中と合同） | |
| | 11 | サッカー部 | |
| | 12 | 男子バスケットボール部 | |
| | 13 | 女子バスケットボール部 | |
| | 14 | 女子バレーボール部 | |
| | 15 | 卓球部 | |
| | 16 | ソフトテニス部 | |
| | 17 | 陸上部 | |
| | 18 | スピードスケート部 | |
| | 19 | 吹奏楽部 | |
| | 20 | 総合文化部 | |
| | 札内東中学校 | 21 | 野球部 |
| | | 22 | ソフトボール部（札中と合同） |
| 23 | | サッカー部 | |
| 24 | | 男子バスケットボール部（幕中と合同） | |
| 25 | | 女子バスケットボール部 | |
| 26 | | 女子バレーボール部 | |
| 27 | | 卓球部 | |
| 28 | | 女子ソフトテニス部 | |
| 29 | | 陸上部 | |
| 30 | | 吹奏楽部 | |
| 31 | | パソコン部 | |
| 忠類中学校 | 32 | 野球部 | |
| | 33 | 女子バレーボール部 | |
| | 34 | 卓球部 | |
| | 35 | スケート部 | |
| | 36 | スキー部 | |

町内高等学校の部活動

| 区分 | 番号 | 部活動名 |
|-------------------|----|-----------|
| 幕別清陵高校 | 1 | 野球部 |
| | 2 | サッカー部 |
| | 3 | バスケットボール部 |
| | 4 | 女子バレーボール部 |
| | 5 | バドミントン部 |
| | 6 | 卓球部 |
| | 7 | テニス部 |
| | 8 | 陸上部 |
| | 9 | 柔道部 |
| | 10 | 軽音楽部 |
| | 11 | 吹奏楽部 |
| | 12 | 書道部 |
| 中札内高等養護 学校幕別分校 | 13 | スポーツ部 |

使用料・手数料の見直しスケジュール

【令和元年度】

| 時期 | 項目 | 内容 | 基本方針の作成状況 |
|---------|--------------------|----------------------|-----------|
| R2.1.28 | 部長会議 | 今後の対応等説明 | |
| R2.2.3 | 課長連絡会議 | 今後の対応等説明 | |
| R2.2.7 | 使用料等庁内検討委員会、幹事会設立 | 任命文書発出 | |
| R2.2.12 | 第1回 使用料等庁内検討委員会 | 基本方針たたき台説明 | |
| R2.2.17 | 第1回 使用料等庁内検討委員会幹事会 | 基本方針たたき台説明、 使用料全般 | |

【令和2年度】

| 時期 | 項目 | 内容 | 基本方針の作成状況 |
|-----------|----------------------|--------------------|-----------|
| R2.4.1 | 使用料等審議会 公募委員募集 | | |
| R2.4.30 | 第2回 使用料等庁内検討委員会幹事会 | 使用料全般 | (素案) |
| R2.5.14 | 第3回 使用料等庁内検討委員会幹事会 | 使用料全般、減免基準 | |
| R2.5.20 | 第4回 使用料等庁内検討委員会幹事会 | 使用料全般、減免基準 | |
| R2.5.27 | 第5回 使用料等庁内検討委員会幹事会 | 使用料全般、減免基準 | |
| R2.6.12 | 第6回 使用料等庁内検討委員会幹事会 | 使用料全般、減免基準 | |
| R2.6.15 | 使用料等審議会 委員確定 | | |
| R2.7.1 | 第7回 使用料等庁内検討委員会幹事会 | 減免基準、手数料全般 | |
| R2.7.21 | 第8回 使用料等庁内検討委員会幹事会 | 料金の適用時期、 激変緩和措置 | |
| R2.12.24 | 理事者へ基本方針(素案)説明 | 基本方針(素案)説明 | |
| R3.1.25 | 第2回 使用料等庁内検討委員会 | 基本方針(素案)決定 | |
| R3.1.29 | 第1回 使用料等審議会、審議会へ諮問 | 基本方針(素案)説明 | |
| R3.2.5 | 総務文教常任委員会へ基本方針(素案)説明 | 基本方針(素案)説明 | |
| R3.2.9~28 | パブリックコメント実施 | | |
| R3.3.4 | 第2回 使用料等審議会 | 基本方針(案)・新料金説明 | |
| 3月中旬 | 総務文教常任委員会へ基本方針(案)説明 | 基本方針(案)・新料金説明 | |
| 3月下旬 | 第3回 使用料等審議会 | 基本方針(案)決定 | |
| 3月下旬 | 第4回 使用料等審議会 | 答申(案) | |
| R3.3.31 | 使用料等審議会から答申 | | |

【令和3年度】

| 時期 | 項目 | 内容 | 基本方針の作成状況 |
|--------|-----------------------|-----------|-----------|
| 7月 | 総務文教常任委員会へ整備条例改正(案)説明 | 条例改正(案)説明 | |
| 9月上旬 | 整備条例改正の提案・改正 | 条例改正 | |
| 10月~3月 | 町民・関係団体へ周知 | 新料金周知 | |

【令和4年度】

| 時期 | 項目 | 内容 | 基本方針の作成状況 |
|------|------|----|-----------|
| 4月1日 | 条例施行 | | |

みなさんの意見を募集します パブリックコメント

町では、次の計画及び基本方針についてパブリックコメントにより町民のみなさんの意見を募集します。

【意見を提出できる方】

町内に住所を有している方、町内に通勤または通学している方、町内に事務所または事業所を有する方、パブリックコメント（住民意見募集）手続きに関する事案に利害関係を有する方

【意見の提出方法】

資料の閲覧場所に備え付けの「意見の提出書」または、意見を記入した用紙（様式は問いません）に、計画等の名称、住所、氏名、電話番号を記載して問い合わせ先に持参、郵送、FAX、電子メールで提出してください。

【注意事項】

- ①障がいなどの理由により文書による提出が困難な場合以外は、電話や口頭による意見は受付できません。
- ②提出された意見は、内容を整理し、意見に対する町の考え方を広報紙などで公表します。なお、提出時に記載された住所、氏名については、公表しません。
- ③意見に対する個別の回答は行いません。また、意見を求める内容と直接関係のない意見と判断できるようなものについては、意見として取り扱いませんのでご了承ください。

①幕別町都市計画マスタープラン(案)・幕別町緑の基本計画(案)

町では、令和2年度に幕別町都市計画マスタープラン及び幕別町緑の基本計画の目標年度を迎えることから、新たな計画の策定にあたり、町民のみなさんから意見を募集します。

【意見の募集期間】 2月1日④～3月2日④まで※郵送の場合は当日必着

【資料の閲覧場所】

役場都市計画課、忠類コミュニティセンター1階ロビー、札内コミュニティプラザ

※町ホームページ <http://www.town.makubetsu.lg.jp/>（トップページ>町政情報>広報>パブリックコメント）

【問い合わせ・提出先】 幕別町都市計画課計画係（〒089-0692 幕別町本町130番地1）

☎ 54-6623 FAX 54-3611 ✉ keikakukakari@town.makubetsu.lg.jp

②幕別町行政改革推進大綱(第4次)後期推進計画(案)

町では、平成28年に幕別町行政改革推進大綱(第4次)前期推進計画を策定し、これにより行政改革の取組を進めてきたところでありますが、この計画期間が本年度をもって終了します。これまでの行政改革の成果や課題を踏まえながら、引き続き行政サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、令和3年度を始期とする「幕別町行政改革推進大綱(第4次)後期推進計画」を策定します。

【意見の募集期間】 2月9日④～2月22日④まで※郵送の場合は当日必着

③幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)

公共施設の使用料や証明書交付等の手数料の算定方法を明確化することで、料金の適正化を図るとともに、受益者負担の原則の徹底及び減免基準の見直しにより、負担の公平性・公正性を確保することを目的に「幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定します。

【意見の募集期間】 2月9日④～2月28日④まで※郵送の場合は当日必着

【資料の閲覧場所】

役場1階ロビー、忠類コミュニティセンター1階ロビー、糠内出張所、駒島公民館、札内コミュニティプラザ、忠類ふれあいセンター福寿、幕別南コミセン、幕別北コミセン、札内北コミセン、札内南コミセン、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、町民会館、百年記念ホール、忠類体育館、保健福祉センター、老人福祉センター、農業担い手支援センター

※町ホームページ <http://www.town.makubetsu.lg.jp/>（トップページ>町政情報>広報>パブリックコメント）

【問い合わせ・提出先】 幕別町政策推進課政策推進担当（〒089-0692 幕別町本町130番地1）

☎ 54-6610 FAX 54-3727 ✉ seisakutanto@town.makubetsu.lg.jp

○幕別町使用料等審議会条例

昭和50年 9 月 26 日 条例第 29 号

改正

平成 12 年 9 月 29 日 条例第 60 号

幕別町使用料等審議会条例

(設置)

第 1 条 使用料及び手数料等（以下「使用料等」という。）について審議するため、幕別町使用料等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、当該使用料等の額について審議し、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 公募による者

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 9 月 29 日 条例第 60 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。